

# 消 防 行 政



# 第1 消防行政

## 1 消防組織

### (1) 常備消防機関（消防本部）

令和6年4月1日現在、県内に15消防本部、28消防署、62分署・出張所が設置されており、消防吏員数は県全体で2,622人である。消防吏員数が100人未満の消防本部が5本部あり、そのうち、特に小規模な消防本部（消防吏員数が50人以下）が1本部となっている。

1消防本部あたりの平均管轄人口は約11.7万人であり、30万人以上の管轄人口を有するのは1本部、人口10万人以上30万人未満は5本部、10万人未満は9本部となっており、比較的小規模な消防本部が多い状況にある。また、1消防本部あたりの管轄面積は、約100km<sup>2</sup>から700km<sup>2</sup>超までと様々で平均管轄面積は約385km<sup>2</sup>となっている。

県内の15消防本部が行う県内29市町の消防事務の処理方式は、単独設置が7本部（7市町）、事務委託方式が5本部（15市町）、一部事務組合方式が3本部（8市町）となっている。〔第1表〕

第1表 県内15消防本部の概況（令和6年4月1日現在）

消防本部名	消防吏員数 (人)	消防署	分署・ 出張所	管轄人口 (人)※1	管轄面積 (km <sup>2</sup> )	管轄市町名 ※2	事務処理 方式
桑名市消防本部	257	3	5	215,437	394.90	◎桑名市、いなべ市、 木曾岬町、東員町	事務委託
四日市市消防本部	377	3	8	334,533	221.21	◎四日市市、 川越町、朝日町	事務委託
菰野町消防本部	59	1	0	41,056	107.01	菰野町	単独設置
鈴鹿市消防本部	225	2	5	195,589	194.46	鈴鹿市	単独設置
亀山市消防本部	81	1	2	49,313	191.04	亀山市	単独設置
津市消防本部	365	4	9	271,000	711.18	津市	単独設置
伊賀市消防本部	177	1	7	85,989	558.23	伊賀市	単独設置
名張市消防本部	120	1	2	75,248	129.77	名張市	単独設置
伊勢市消防本部	207	1	6	143,121	384.26	◎伊勢市、 玉城町、度会町	事務委託
鳥羽市消防本部	47	1	1	16,838	107.34	鳥羽市	単独設置
志摩市消防本部	146	1	5	51,494	287.79	◎志摩市 南伊勢町(旧南勢町)	事務委託
松阪地区広域消防組合 消防本部	286	4	5	194,000	767.70	松阪市 多気町、明和町	事務組合
紀勢地区広域消防組合 消防本部	85	1	3	20,273	729.22	大台町、大紀町 南伊勢町(旧南島町)	事務組合
三重紀北消防組合 消防本部	110	3	1	30,006	449.25	尾鷲市、紀北町	事務組合
熊野市消防本部	80	1	3	33,545	541.10	◎熊野市、 御浜町、紀宝町	事務委託
合計	2,622	28	62	1,757,442	5,774.46		

※1 管轄人口は「令和6年度消防防災・震災対策現況調査」による

※2 ◎は事務を受託している市

#### (参考)

県内の常備消防体制は、平成9年4月2日付けで南牟婁郡の3町1村（当時）が消防体制の常備化にかかる政令指定を受け、平成10年4月1日に3町1村から委託を受けた熊野市が消防事務の受託業務を開始し、県内全市町村すべての常備化が完了した。

その後、平成17年12月31日に久居市と一志郡の3町1村（当時）を管轄していた久居地区広域消防組合が解散し、翌日市町村合併した津市に統合した。

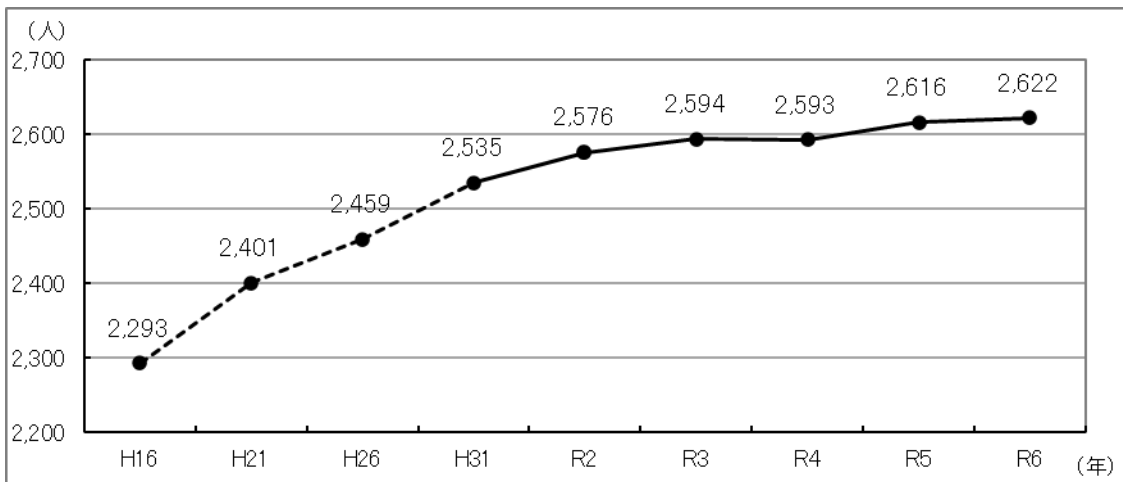
また、平成19年3月31日に名張市と旧名賀郡青山町（※平成16年11月1日伊賀市に合併）を管轄していた伊賀南部消防組合が解散し、翌日から名張市は新設された名張市消防本部が、旧名賀郡青山町地区は伊賀市消防本部が管轄することとなった。

さらに、令和3年3月31日に志摩市と旧度会郡南勢町（※平成17年10月1日南伊勢町に合併）を管轄していた志摩広域消防組合が解散し、翌日から志摩市は新設された志摩市消防本部が、旧度会郡南勢町地区は南伊勢町から事務委託を受けた志摩市が管轄することとなって、現在の15消防本部体制となっている。

### ① 消防吏員数の推移

県内15消防本部に勤務する消防吏員数は増加傾向にあり、令和6年4月1日現在の吏員数は、前年度に比べ6人（0.23%）増の2,622人となっている。なお、平成16年4月1日現在の吏員数と比較すると、20年間で329人（14.3%）増加しており、年平均約16.5人の増員が行われている。〔第1図〕

第1図 消防吏員数の推移（各年4月1日現在）



### ② 階級別年齢区別にみる消防吏員数

消防吏員の階級は、消防正監から消防士まで8階級あり、その構成比を見ると、令和6年4月1日現在、最も多いのが消防司令補で28.5%、次に消防士長が27.0%となっている。また、年齢別では、40歳代が28.7%と最も多く、次に30歳代の26.5%、50歳代20.4%の順となっており、平均年齢は40.2歳となっている。〔第2-1表〕

また、年齢層別消防吏員数の推移をみると、30歳未満及び30歳以上50歳未満が減少傾向にあり、50歳以上が増加傾向にある。〔第2図〕

第2-1表 階級別、年齢区分別消防吏員数（令和6年4月1日現在）

#### 【階級別】

（人（括弧内は構成比））

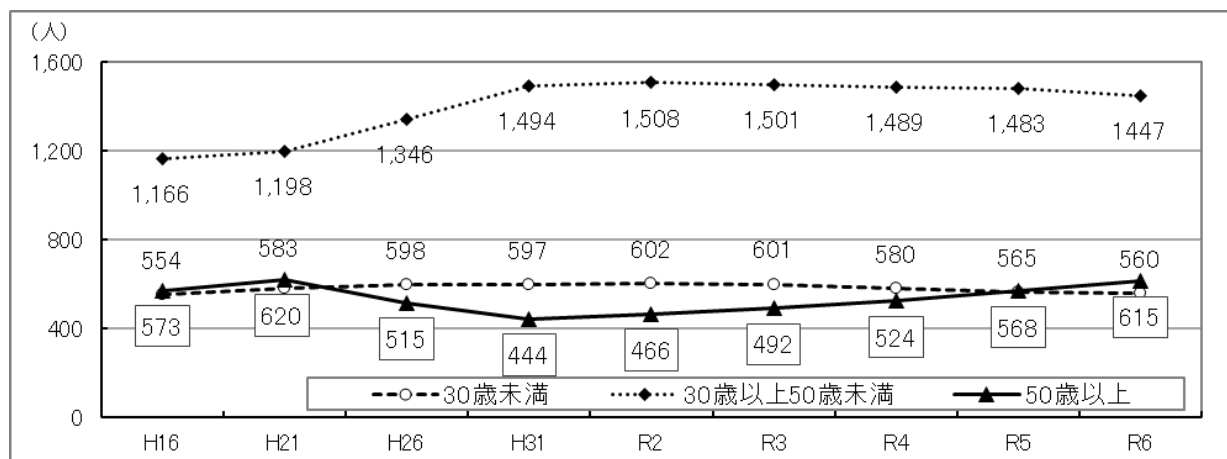
消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
6 (0.2%)	34 (1.3%)	138 (5.3%)	376 (14.3%)	748 (28.5%)	709 (27.0%)	41 (1.6%)	570 (21.7%)	2,622

#### 【年齢区分別】

（人（括弧内は構成比））

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢
28 (1.1%)	532 (20.3%)	695 (26.5%)	752 (28.7%)	535 (20.4%)	80 (3.1%)	40.2歳

第2図 年齢層別消防吏員数の推移（各年4月1日現在）



③ 女性消防吏員の活躍の推進

全国の消防吏員に占める女性の割合は、令和6年4月1日現在3.7%となっており、警察、自衛隊、海上保安庁といった他の分野と比較して、低い水準となっている。

このため、総務省消防庁では、全国の消防吏員に占める女性消防吏員の比率を令和8年度当初までに5.0%に引き上げることを共通目標とし、各消防本部の実情に応じて、女性消防吏員比率の数値目標の設定と計画的な増員を全国の消防本部に対し要請している。

令和6年4月1日現在、県内の15消防本部のうち、11消防本部で77人の女性消防吏員が在籍しており、消防吏員に占める女性消防吏員の割合は2.9%で、全国における女性消防吏員の割合より低くなっている。〔第2-2表〕

第2-2表 消防吏員における女性消防吏員の割合の推移（各年4月1日現在）

【三重県】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
消防吏員数	2,459	2,474	2,509	2,540	2,546	2,535	2,576	2,594	2,593	2,616	2,622
うち女性消防吏員数	41	47	50	56	62	65	68	72	73	77	77
女性消防吏員の割合	1.7%	1.9%	2.0%	2.2%	2.4%	2.6%	2.6%	2.8%	2.8%	2.9%	2.9%

【全国】

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
消防吏員数	159,787	160,649	161,618	162,375	163,369	163,907	165,044	165,463	165,929	166,287	167,384
うち女性消防吏員数	3,711	3,850	4,035	4,240	4,475	4,736	5,021	5,304	5,585	5,829	6,124
女性消防吏員の割合	2.3%	2.4%	2.5%	2.6%	2.7%	2.9%	3.0%	3.2%	3.4%	3.5%	3.7%

(2) 非常備消防機関（消防団）

消防団員数は、各市町の条例で定数が規定されており、令和6年4月1日現在、県内29市町の条例定数の総数は13,972人、実団員の総数は12,217人であり、定数に対する充足率は87.4%となっている。〔第3表〕

第3表 市町別消防団員数等一覧（令和6年4月1日現在）

市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率	市町名 (消防団名)	条例定数	実団員数	定数 充足率
津市	2,287	1,905	83.3%	東員町	98	96	98.0%
四日市市	620	552	89.0%	菰野町	168	159	94.6%
伊勢市	559	527	94.3%	朝日町	62	61	98.4%
松阪市	1,420	1,203	84.7%	川越町	118	112	94.9%
桑名市	776	643	82.9%	多気町	330	308	93.3%
鈴鹿市	505	488	96.6%	明和町	225	206	91.6%
名張市	500	391	78.2%	大台町	405	310	76.5%
尾鷲市	220	185	84.1%	玉城町	70	64	91.4%
亀山市	415	386	93.0%	度会町	165	165	100.0%
鳥羽市	490	443	90.4%	大紀町	320	227	70.9%
熊野市	500	348	69.6%	南伊勢町	470	449	95.5%
いなべ市	327	320	97.9%	紀北町	400	339	84.8%
志摩市	695	619	89.1%	御浜町	150	119	79.3%
伊賀市	1,410	1,353	96.0%	紀宝町	185	157	84.9%
木曽岬町	82	82	100.0%	合計	13,972	12,217	87.4%

(参考)

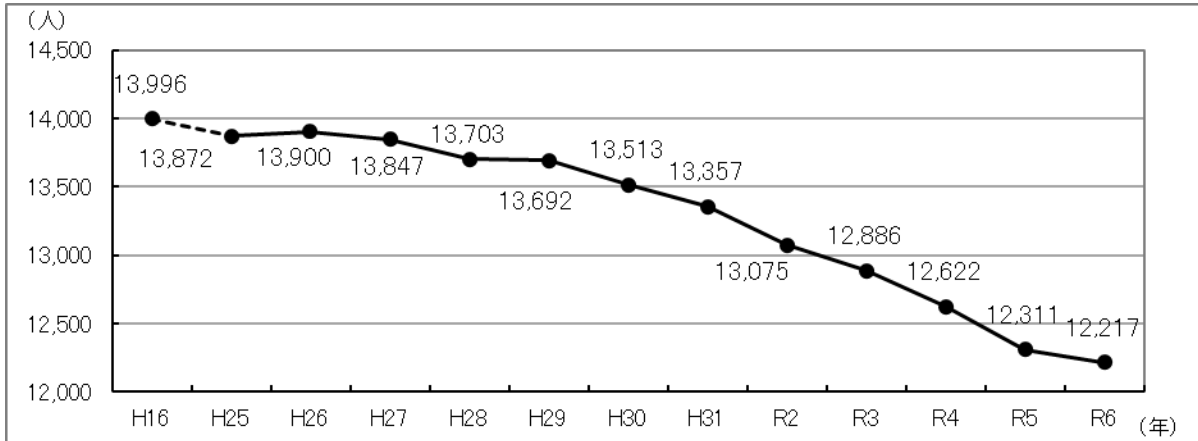
消防団は、市町村の非常備の消防機関で、原則として市町村単位に1団を置くこととされている。県内の消防団は、平成22年4月1日から現在の29市町29団体制となっている。また消防団は、地域密着性（消防団員は管轄区域内に居住又は勤務）、要員動員力（消防団員数は消防職員数の約5倍）、即時対応力（日頃からの教育訓練により災害対応の技術・知識を習得）といった3つの特性を活かしながら、火災時の初期消火や残火処理、風水害時の警戒や救助活動等を行っているほか、大規模災害時には住民の避難支援や災害防ぎよ等を、国民保護の場合は避難住民の誘導等を行うこととなっている。

消防団員は、他に本業を持ちながら、権限と責任を有する非常勤特別職の地方公務員として、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、消防・防災活動を行っており、平常時においても火災予防の啓発や応急手当の普及等地域に密着した活動を展開し、消防・防災力の向上、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしている。

① 消防団員数の推移

県内の消防団員数は、減少傾向にあり、平成16年と令和6年の4月1日現在の団員数を比較すると20年間で1,779人（12.7%）減少しており、これまで最少であった令和5年4月1日現在から更に94人減少して、過去最少人数となっている。〔第3図〕

第3図 消防団員数の推移（各年4月1日現在）



② 階級別年齢区別にみる消防団員数

消防団員の階級は、団長から団員まで7階級あり、最も多いのが団員（70.7%）で、次に班長（13.6%）、部長（6.4%）の順となっている。

また、年齢区別では、40歳代（33.5%）が最も多く、次に50歳代（23.7%）、30歳代（23.4%）の順となっており、平均年齢は44.7歳となっている。〔第4表〕

さらに、年齢層別消防団員数の推移をみると、近年は、50歳以上の年齢層は増加するものの、50歳未満の年齢層はいずれも減少する傾向にある。〔第4図〕

第4表 階級別、年齢区別消防団員数（令和6年4月1日現在）

【階級別】

（人（括弧内は構成比））

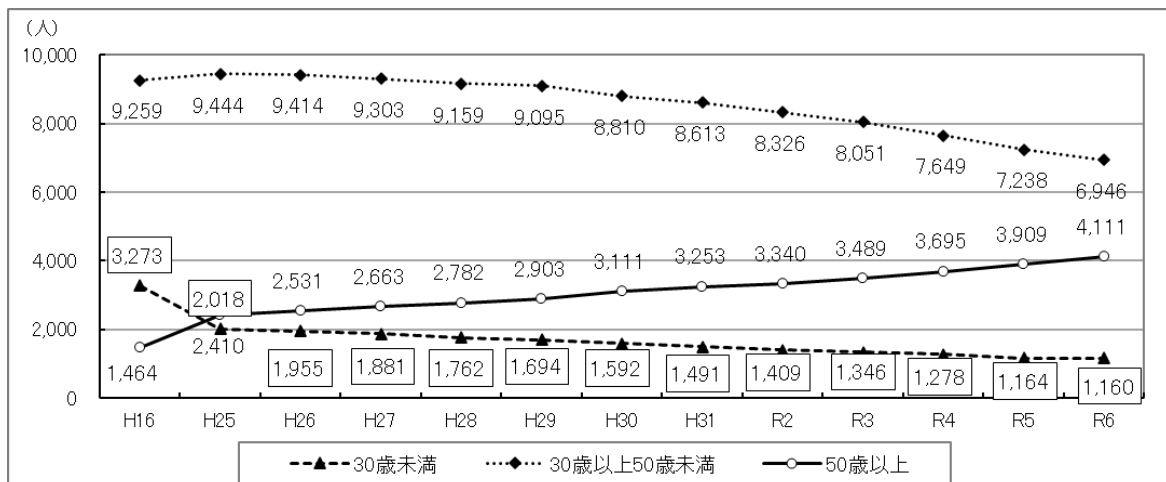
団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
29 (0.2%)	155 (1.3%)	438 (3.6%)	507 (4.1%)	781 (6.4%)	1,667 (13.6%)	8,640 (70.7%)	12,217

【年齢区別】

（人（括弧内は構成比））

20歳未満	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	平均年齢
69 (0.6%)	1,091 (8.9%)	2,859 (23.4%)	4,087 (33.5%)	2,892 (23.7%)	1,219 (10.0%)	44.7歳

第4図 年齢層別消防団員数の推移（各年4月1日現在）

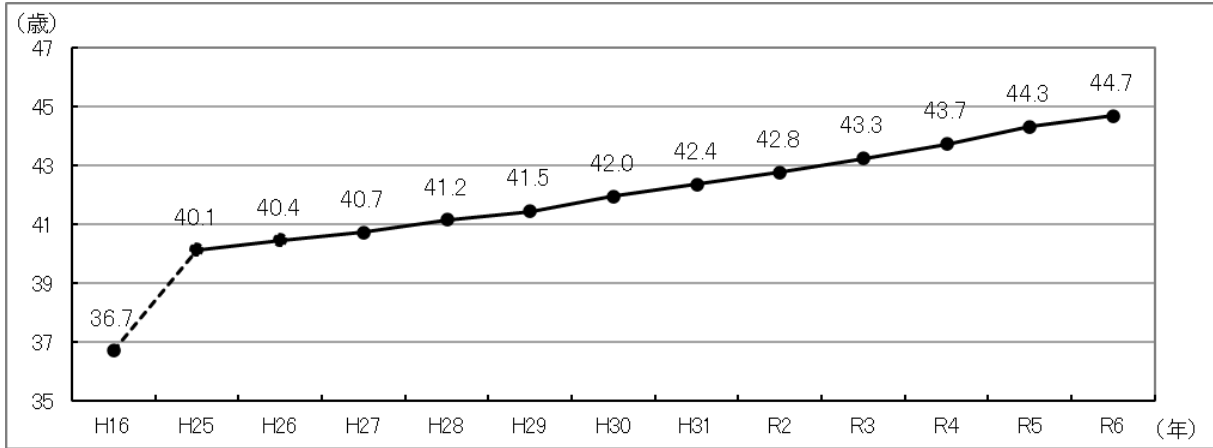


③ 消防団員の平均年齢の推移

県内の消防団員の平均年齢は、令和6年4月1日現在、44.7歳で、平成16年4月1日現在の平均年齢（36.7歳）から20年間で8.0歳上昇している。〔第5図〕

なお、令和6年4月1日現在の全国平均は44.0歳で、本県は全国平均をやや上回っている状況にある。

第5図 消防団員の平均年齢の推移（各年4月1日現在）

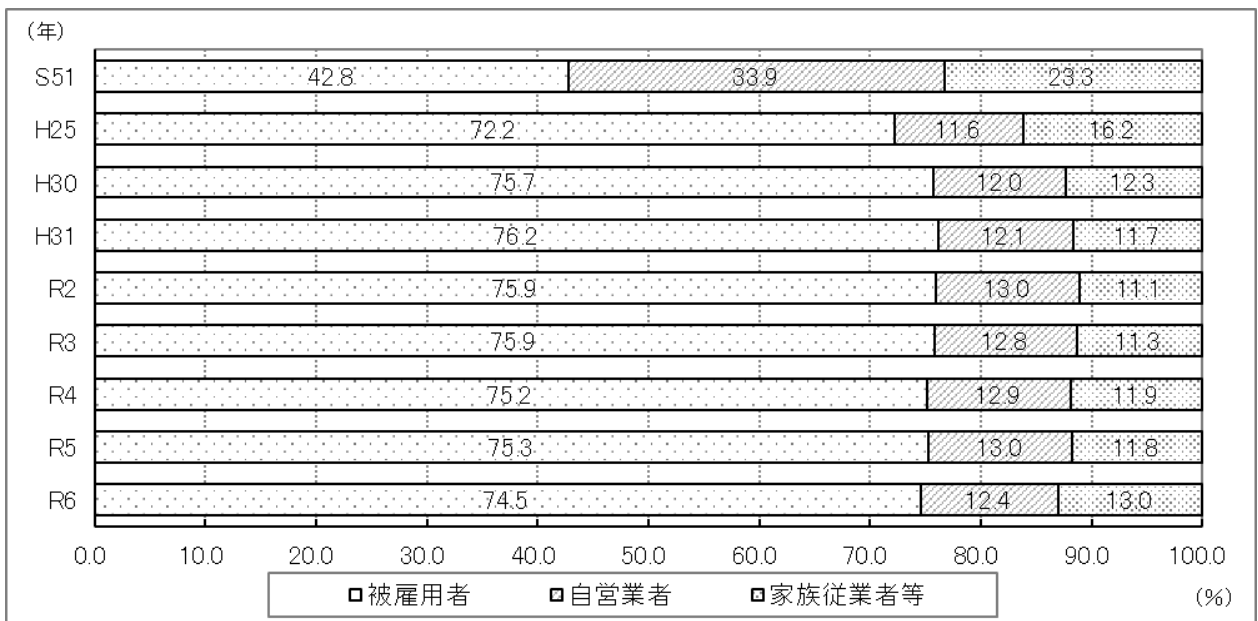


④ 消防団員の就業形態

消防団員のほとんどは、他に本業を持ちながら活動を行っているが、その就業形態（職業）は、被雇用者が圧倒的に多く、令和6年4月1日現在、その割合は74.5%となっている。

近年ほぼ同様の比率で推移しているが、48年前（昭和51年度）と比較すると、被雇用者の比率増と自営業者の比率減が顕著となっている。〔第6図〕

第6図 消防団員の就業形態（各年4月1日現在）





⑤ 女性消防団員の割合

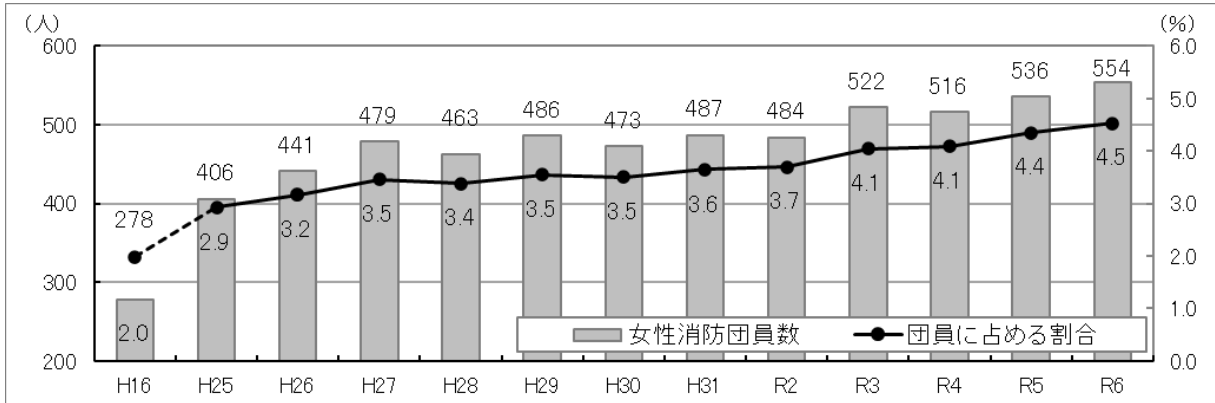
消防団員が長期的に減少している中、女性消防団員は全国的にも増加を続け、全国の消防団員に占める女性の割合は、令和6年4月1日現在で3.8%となっている。

総務省消防庁では、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、消防団員に占める女性の割合について10%を目標としつつ、2026年度(令和8年度)末まで当面5%とする目標を掲げており、消防団員に占める女性の割合が、現時点で5%に満たない消防団においては早急に5%以上となるよう、また5%を超えている団体においては10%以上となるよう、全国の市町村に引き続き取組を要請している。

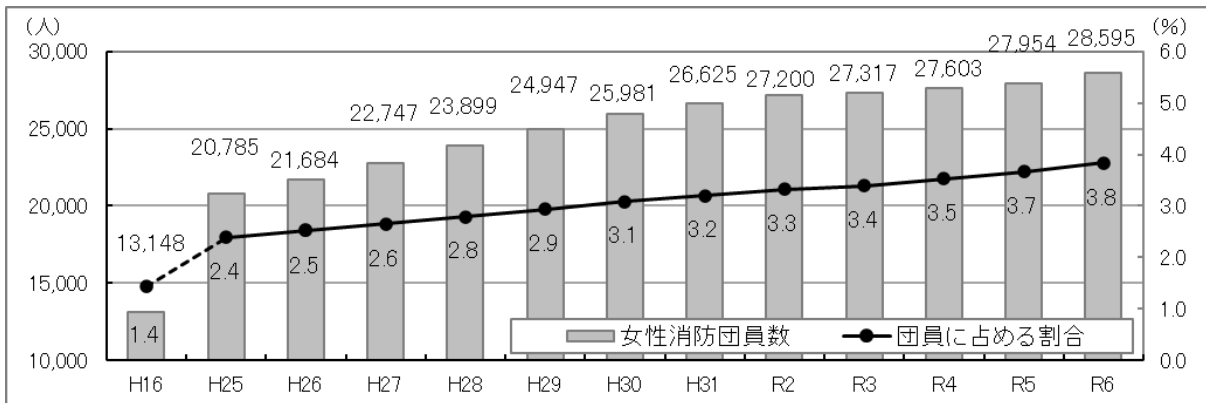
令和6年4月1日現在、県内の29消防団のうち、24消防団に554人の女性消防団員が在籍しており、消防団員に占める女性消防団員の割合は4.5%で、全国における女性消防団員の割合より高くなっている。〔第7図〕

第7図 女性消防団員数の推移(各年4月1日現在)

【三重県】



【全国】



(3) 自衛消防

① 女性防火クラブ

女性防火クラブは、家庭での火災予防の知識の習得、地域全体の防火意識の高揚などの防火・火災予防の活動や地域の防災に関する取組など、地域において幅広い活動を行っている。

その数は、令和6年4月1日現在、15クラブ、1,825人となっており、前年度に比べ、2クラブ減少し、142人減少している。

また、女性防火クラブの活動は、予防の啓発のみを行っているクラブが多く、次いで、消火活動を行うクラブが多くなっている。〔第5表〕

第5表 女性防火クラブの現況（令和6年4月1日現在）

(ア) 現況

市 街 地		農山村地域		漁 村 地 域		そ の 他		合 計	
クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)	クラブ数	人員(人)
2	381	3	28	0	0	8	1,237	13	1,646

(イ) 活動状況別組織数

(a) 消火活動を行う	(b) 消火活動は行わないが、炊き出し、連絡、救護等を行う	(a)・(b)は行わず、予防の啓発のみ行う
5クラブ 765人	(0クラブ 0人)	8クラブ 881人

② 少年消防クラブ・幼年消防クラブ

少年消防クラブは、主に10歳から15歳までの少年少女により、幼年消防クラブは、幼稚園や保育園の園児により、それぞれ防火・防災思想の普及を図ることを目的として結成されている自主的な防災組織で、クラブ員は日頃から、防火・防災思想に関する様々な訓練の実施や講習会等への参加などを通じて、地域における防火・防災思想の普及に努めている。

少年消防クラブは、令和6年4月1日現在、22クラブ、207人となっており、前年度に比べ、10人増加している。〔第6-1表〕

また、幼年消防クラブは、令和6年4月1日現在、80クラブ、5,140人となっており、前年度に比べ、1クラブ219人減少している。〔第6-2表〕

第6-1表 少年消防クラブの現況（令和6年4月1日現在）

組織別クラブ数					組織別クラブ員数(人)					合計	
小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	小学校	中学校	市町単位	地区単位	その他	クラブ数	クラブ員数
3	0	2	17	0	28	0	26	153	0	22	207

第6-2表 幼年消防クラブの現況（令和6年4月1日現在）

組織別クラブ数					組織別クラブ員数(人)					合計	
幼稚園 保育園 単位	学校 単位	市町 単位	地区 単位	その他	幼稚園 保育園 単位	学校 単位	市町 単位	地区 単位	その他	クラブ 数	クラブ 員数
80	0	0	0	0	5,140	0	0	0	0	80	5,140

## 2 消防力の整備状況

令和6年4月1日現在、県内15消防本部の車両及び消防水利の整備状況は、別表のとおりである。〔第7表〕

第7表 消防力の整備状況（令和6年4月1日現在）

消防本部名	ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助 工作車	消防水利		
						消火栓	防火水槽 井戸	その他
津市消防本部	19	2	2	17	2	7,874	1,285	95
四日市市消防本部	17	3	2	14	3	6,678	653	173
伊勢市消防本部	9	1	1	9	1	1,612	1,002	43
桑名市消防本部	15	2	3	10	2	6,351	1,192	560
鈴鹿市消防本部	13	2	1	10	1	2,668	437	33
名張市消防本部	6	1	1	6	1	1,312	567	52
亀山市消防本部	4	1	1	4	1	612	671	0
鳥羽市消防本部	2	1	1	3	0	451	115	3
熊野市消防本部	6	0	0	5	0	1,100	260	123
志摩市消防本部	7	0	0	8	1	1,645	281	84
伊賀市消防本部	11	1	0	10	1	1,177	886	8
菰野町消防本部	2	1	0	4	1	1,456	123	268
三重紀北消防組合消防本部	8	0	1	7	1	1,471	216	64
松阪地区広域消防組合消防本部	14	1	1	14	2	6,370	1,351	79
紀勢地区広域消防組合消防本部	7	0	0	5	1	809	459	121
計	140	16	14	126	18	41,586	9,498	1,706

※車両については、予備車も計上している。

### (1) 車両の保有状況

消防ポンプ自動車及び救急自動車は、全ての消防本部が保有しており、県内全体で、消防ポンプ自動車は140台、救急自動車は126台保有されている。

また、救助工作車は13消防本部で計18台、はしご自動車は11消防本部で計16台、化学車は10消防本部で計14台保有されており、未保有の消防本部においては、実際に必要となった場合に他の消防本部から応援を受けて対応している。

### (2) 消防水利の整備状況

消防水利の主なものは、消火栓と防火水槽等（貯水槽、井戸）であり、県内全体で、消火栓が41,586基、防火水槽等が9,498基整備されている。

なお、阪神・淡路大震災や東日本大震災の際には、断水により消火栓の使用が出来なくなり、消火活動に支障をきたしたことから、市町は大規模災害時の消防水利の確保に向けて、耐震性貯水槽の整備を進めている。

### 3 消防の広域化及び連携・協力

#### (1) これまでの経緯

消防の広域化については、平成 18 年の消防組織法の一部改正と「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）の制定を受けて、県では 19 年度に「三重県消防広域化推進計画」を策定し、その後、25 年の基本指針の一部改正により「三重県消防広域化推進計画（改訂版）」を策定した。

消防庁では、平成 18 年の消防組織法改正から 10 年以上を経て、人口減少の更なる進展など消防を取り巻く状況が変わったこと、消防組織法改正後、30 年 4 月 1 日現在で 52 地域において広域化が実現したものの、未だ小規模消防本部が多数存在しており、消防体制の更なる充実強化が必要であることを受け、再度地域における「消防組織のあり方」を議論すべきタイミングであるとして、30 年 4 月 1 日に再び基本指針を改正し、広域化の推進期限を令和 6 年 4 月 1 日まで 6 年延長するとともに、都道府県に対しては、推進計画の再策定が求められた。あわせて、消防の広域化にはなお時間を要する地域においても消防力を強化していくため、消防業務の一部について柔軟に連携・協力を行う「消防の連携・協力」の推進が必要であるとし、都道府県が再策定する推進計画に消防の連携・協力についても対象となる市町村を定め、取組を推進することとされた。

#### (2) 「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」の策定

県では、広域化と広域化につなげる連携・協力にかかる市町の自主的な取組を進めることを目的に、各消防本部の隊数や消防車両等の状況を示した「消防力カード」に基づき現状や課題を聞き取るとともに、地域毎の広域化及び連携・協力の取組状況をふまえた今後の取組について議論を重ね、平成 31 年 3 月に「三重県消防広域化及び連携・協力に関する推進計画」（以下、「推進計画」という。）を策定した。

#### (3) 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正

消防庁は、引き続き消防の広域化を推進し、小規模消防本部の体制強化を図ることが必要として、令和 6 年 3 月 29 日付で「市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部改正について」を発出し、広域化の推進期限を令和 11 年 4 月 1 日まで延長するとともに、都道府県推進計画に広域化に向けた論点整理や消防本部及び関係市町村間での合意形成において主導的な役割を果たす「中心消防本部」を設定できることや、都道府県に対して、各地域における広域化への機運の醸成をより積極的に促すこと等を示した。

#### (4) 広域化及び連携・協力の推進

県としては、引き続き、市町や消防本部に対し、広域化及び連携・協力のメリットや消防本部が抱える課題解決に役立つ先進事例等きめ細かな情報提供を行うとともに、地域における検討会等にオブザーバーとして参加するなど、関係市町や消防本部間の広域化及び連携・協力に関する幅広い仲介等の必要な支援を行っていく。

#### 4 消防救急デジタル無線の整備

消防救急無線は、電波法令に基づく周波数割当計画の変更により、260MHz 帯のデジタル方式と規定され、これまで使用していた 150MHz 帯のアナログ方式は、その使用期限が平成 28 年 5 月 31 日までとされた。消防庁では、この消防救急無線のデジタル化にあたり、県域 1 ブロックでの共同整備（無線の広域化、無線の共同化）が望ましいとされたことから、県と県内消防本部では、協議検討を進め、平成 18 年度に「三重県消防救急無線デジタル広域化整備計画」を、23 年度には「県内の消防救急デジタル無線システム広域化・共同化に係る全体計画」を策定した。

消防救急デジタル無線は、消防本部相互の応援活動等に使用する共通波と、消防本部の管轄区域の活動で使用する活動波で構成されている。

共通波については、三重県市町総合事務組合が主体となり、県域 1 ブロックでのデジタル化整備を行うこととし、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間、県が受託事務として工事発注及び施工管理を行った。この工事において、県内 21 箇所の基地局の整備、各消防本部への遠隔制御装置の設置等を行い、本工事については、平成 26 年度末に完了し、27 年 4 月から運用を開始している。

また、活動波については、県内の各消防本部が主体となり、平成 28 年 5 月末までに整備を完了している。

# 消防救急デジタル無線

## (共通波) 概要図



## 5 緊急消防援助隊

### <緊急消防援助隊とは>

緊急消防援助隊とは、消防組織法第45条第1項に規定されている全国的な消防の広域応援を行う消防部隊で、被災地の消防力のみでは対応困難な大規模・特殊な災害の発生に際して、災害の発生した市町村長・都道府県知事あるいは消防庁長官の要請により出動し、災害発生市町村において消防の応援等を行う部隊である。

緊急消防援助隊の出動に関しては、消防庁長官による、緊急消防援助隊が出動のため必要な措置をとることを指示する規定（第44条第5項）、都道府県知事が消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示する規定（第44条第6項）が設けられている。

### (1) 緊急消防援助隊発足の経緯

緊急消防援助隊は平成7年に発生した兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）の教訓を踏まえ、大規模災害等において被災した都道府県内の消防力では対応が困難な場合に、国家的観点から人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、同年6月に創設された。その後、平成15年6月の消防組織法の改正により、16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権が創設された。

なお、緊急消防援助隊については、総務大臣が「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、消防庁長官が緊急消防援助隊に関する政令で定めるところにより、緊急消防援助隊を登録している。

### (2) 緊急消防援助隊の編成等

緊急消防援助隊は予め、基本計画に基づき部隊及び都道府県大隊を編成しその単位で被災地に赴き、被災地でまとまって活動することが原則とされている。

三重県大隊の編成、活動等の詳細については「三重県における緊急消防援助隊応援出動及び受援計画」に示されており、出動する三重県大隊はこの計画に基づいて活動を行い、令和6年4月1日現在、重複を除く117隊【合計登録隊数121隊】の登録となっている。〔第8表〕〔第9表〕

緊急消防援助隊の登録隊数については、東日本大震災の教訓を活かし、南海トラフ地震等への対応力を強化するため、令和5年度末までに、全国で重複を除く6,600隊規模を目標とすることが示された（「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画の変更内容等について」（平成31年3月8日付消防広第44号消防庁広域応援室長通知））。

これを踏まえ、本県においては、重複を除く117隊へ増隊した。

第8表 緊急消防援助隊の登録状況（令和6年4月1日現在）

	登録隊数	【参考】三重県隊は、 車両116台、航空機1機（三重県） 人員416名で構成されている。
全 国	6,661 隊	
三重県	117 隊	

※ 重複登録を除く

(3) エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムの配備

東日本大震災の際に千葉県市原市や宮城県仙台市で発生したような石油コンビナート災害に対応するため、国民の安全・安心を脅かすだけでなく、サプライチェーンの途絶など経済的にも大きな影響を与えるエネルギー・産業基盤の被災に備え国土強靱化の観点から、応急対応能力を高めるため、緊急消防援助隊に、特殊災害対応に特化したエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を新設することとなった。

平成26年度末にその中核となる大型放水砲搭載ホース延長車（大容量放水を実施、延長1kmホース積載）と大容量送水ポンプ車（小型強力ポンプを積載し、海・川等の様々な水利に対応するとともに大容量送水を実施）の2台の車両が消防庁の無償使用制度を活用し、四日市市消防本部に全国で最初に配備された（全国12地域に部隊配備）。

(4) 土砂・風水害機動支援部隊・NBC災害即応部隊の新設

近年、局地的豪雨や台風による大雨等により、大規模な浸水被害、中小河川の氾濫、土砂災害、流木被害など多様な被害が生じており、風水害が多発化、大規模化していることから、大規模な土砂災害や風水害時における救助体制を強化するため、土砂・風水害現場での救助活動に特化した特殊車両を中核として構成される「土砂・風水害機動支援部隊」を新設し、被災地に機動的に投入する体制を整備することとなった。（令和6年4月1日現在、全国で50隊登録）

また、諸外国においてテロが発生していることや、日本国内で令和3年に開催された第32回オリンピック競技大会（2020／東京）及び東京2020パラリンピック競技大会におけるNBCテロ災害の発生に備え、負傷者の救助、除染活動を迅速かつ的確に実施するため、NBC災害に対応する特殊な装備・資機材を有した「NBC災害即応部隊」を新設し、消防庁長官が別に定める特別な運用計画に基づき迅速に出動する体制を整備することとなった。（令和6年4月1日現在、全国で54隊登録）



第9表 緊急消防援助隊三重県大隊（ブロック・本部別） 令和6年4月1日現在

ブロック	消防本部名等	小隊数等	小 隊 名	人員		
北勢 ブロック長 桑名消防	桑名市消防本部	9 隊 34名	消火小隊2 隊 (タンク・ポンプ)	9		
			救助小隊 (Ⅲ型)	5		
			救急小隊2 隊 (高規格)	6		
			特殊装備小隊2 隊 (はしご・屈折はしご)	10		
			後方支援小隊2 隊 (支援車Ⅳ型・資機材搬送車)	4		
	四日市市消防本部	19 隊 69名 (重複3 隊15名含む)	指揮隊4 隊 (県大隊・統合機動部隊・NBC災害即応部隊・土砂・風水害機動支援部隊)	20		
			エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊	4		
			消火小隊4 隊 (タンク3 隊・ポンプ)	16		
			救助小隊 (Ⅲ型)	5		
			救急小隊2 隊 (高規格)	6		
			特殊災害小隊 [大規模危険物火災対応] 大型化学高所放水車、原液搬送車 大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車 [毒劇物対応]Ⅱ型	9		
			特殊装備小隊 (重機及び重機搬送車)	2		
			後方支援小隊 (支援車Ⅰ型)	3		
			菰野町消防本部	2 隊 7名	消火小隊 (タンク)	4
					救急小隊 (高規格)	3
	鈴鹿市消防本部	9 隊 32名	消火小隊5 隊 (タンク2 隊・ポンプ3 隊)	20		
			救急小隊2 隊 (高規格)	6		
特殊装備小隊 (屈折はしご) 後方支援小隊 (資機材搬送車)			4 2			
亀山市消防本部	4 隊 14名	消火小隊2 隊 (タンク)	8			
		救急小隊2 隊 (高規格)	6			
中勢・伊賀 ブロック長 津消防	津市消防本部	15 隊 57名	指揮隊 (県大隊)	5		
			消火小隊6 隊 (タンク5 隊・化学)	24		
			救助小隊2 隊 (Ⅲ型・津波大規模風水害対策車)	10		
			救急小隊3 隊 (高規格)	9		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
	伊賀市消防本部	10 隊 32名	後方支援小隊2 隊 (機動連絡車・支援車Ⅰ型)	4		
			消火小隊4 隊 (タンク2 隊・ポンプ2 隊)	16		
			救急小隊4 隊 (高規格) 後方支援小隊2 隊 (支援車Ⅲ型・支援車Ⅳ型)	12 4		
	名張市消防本部	8 隊 30名	消火小隊2 隊 (タンク・ポンプ)	9		
			救助小隊 (Ⅱ型)	5		
			救急小隊3 隊 (高規格)	9		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
			後方支援小隊 (支援車Ⅳ型)	2		
松阪・紀勢・東紀州 ブロック長 松阪消防	松阪地区広域消防組合 消防本部	13 隊 48名	指揮隊 (県大隊)	4		
			消火小隊5 隊 (ポンプ2 隊・タンク2 隊・化学)	20		
			救助小隊 (Ⅲ型)	5		
			救急小隊3 隊 (高規格)	9		
			特殊装備小隊 (はしご)	5		
	紀勢地区広域消防組合 消防本部	4 隊 13名	後方支援小隊2 隊 (支援車Ⅰ型・燃料補給車)	5		
			消火小隊2 隊 (タンク・ポンプ)	8		
			救急小隊 (高規格) 後方支援小隊 (資機材搬送車)	3 2		
	三重紀北消防組合 消防本部	7 隊 23名	消火小隊3 隊 (ポンプ2 隊・化学)	12		
			救急小隊3 隊 (高規格)	9		
			後方支援小隊 (資器材搬送車)	2		
	熊野市消防本部	6 隊 21名	消火小隊3 隊 (タンク・ポンプ2 隊)	12		
救急小隊3 隊 (高規格)			9			
伊勢・志摩 ブロック長 伊勢消防	伊勢市消防本部	5 隊 18名	消火小隊2 隊 (タンク2 隊)	8		
			救助小隊 (Ⅱ型)	5		
			救急小隊 (高規格)	3		
	鳥羽市消防本部	2 隊 8名	後方支援小隊 (人員輸送車)	2		
			消火小隊2 隊 (タンク・化学)	8		
	志摩市消防本部	5 隊 16名	消火小隊2 隊 (タンク2 隊)	8		
			救急小隊2 隊 (高規格) 後方支援小隊 (資機材搬送車)	6 2		
三重県防災航空隊	3 隊 12名 (重複1 隊3名含む)	航空小隊	6			
		航空指揮支援小隊	3			
		航空後方支援小隊	3			

※下線については、重複を指す。

合計 117 隊 416 名 (※4 隊18名重複除く)

## 6 消防相互応援協定等

市町村は、消防に関し必要に応じて相互に応援すべき努力義務があるため（消防組  
法第 39 条第 1 項）、消防の相互応援に関して協定を締結するなどして、大規模な災害や  
特殊な災害などに適切に対応できるようにしている。

現在、県においては、全市町及び消防の一部事務組合が参加した消防相互応援協定が  
締結されている。さらに、特殊な協定として、高速道路を対象としたものがある。〔第  
10 表〕

第 10 表 消防相互応援協定の締結状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

### その 1 県内統一協定

三重県内消防相互応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H15. 10. 1 (H19. 3. 1)
三重県防災ヘリコプター応援協定 県、市町（29）及び消防組合（4）	H10. 7. 1 (H19. 3. 1)

### その 2 市町間協定

いなべ市・東員町	S41. 1. 1
朝日町・川越町	S24. 9. 20
津市・四日市市・伊勢市・松阪市・桑名市・鈴鹿市・亀山市 木曾岬町・朝日町・川越町・菰野町・多気町・玉城町・大台町・大紀町・紀北町 松阪地区広域消防組合・紀勢地区広域消防組合・三重紀北消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H 2. 12. 6) (H 5. 3. 29) (H 8. 3. 28) (H15. 3. 11) (H16. 12. 27) (H18. 3. 1) (H20. 2. 23) (H25. 3. 24) (H30. 5. 17)
松阪市・津市	S45. 5. 25
松阪市・多気町	S45. 4. 1
松阪市・明和町	S45. 4. 1
松阪市・大台町	S45. 5. 8
多気町・大台町・松阪市	S45. 6. 11
多気町・明和町	S45. 6. 11
大台町・大紀町	S42. 3. 1
鳥羽市・志摩市・南伊勢町	S45. 12. 20
鳥羽市・志摩広域消防組合	S48. 9. 4
玉城町・度会町	S62. 5. 1
度会町・大紀町・南伊勢町	S30. 4. 1
尾鷲市・熊野市	S42. 3. 1
熊野市・御浜町・紀宝町	S43. 9. 4
津市・伊賀市	H11. 2. 1
伊勢市・明和町	S45. 2. 4
伊勢市・紀勢地区広域消防組合	H14. 8. 26
三重紀北消防組合・紀勢地区広域消防組合	H15. 11. 4

その3 県内・県外団体間

桑名市・海部南部消防組合（高速）	S50. 10. 22 (H18. 3. 29)
桑名市・海部南部消防組合	S62. 12. 24
亀山市・甲賀広域行政組合（高速）	H20. 2. 23
津市・御杖村・宇陀広域消防組合	S49. 6. 15 (H18. 8. 11)
松阪地区広域消防組合・吉野広域行政組合	H 2. 4. 1
伊賀市・甲賀市	S52. 4. 1 (H17. 11. 1)
熊野市・北山村	S42. 3. 1
熊野市・新宮市・田辺市・串本町・那智勝浦町・白浜町	S52. 10. 1 (S54. 10. 1) (H 5. 7. 30) (H18. 11. 1)
熊野市・十津川村	S41. 5. 1
桑名市・愛西市・海津市	H 4. 8. 21 (H18. 12. 26)
桑名市・いなべ市・彦根市・多賀町	H 6. 8. 1
熊野市・新宮市	S34. 7. 1 (H18. 7. 1)
名張市・宇陀広域消防組合	H 7. 10. 11
松阪地区広域消防組合・宇陀広域消防組合	H 7. 12. 5
名張市・山辺広域行政事務組合	H12. 3. 1
名張市・宇陀市	H12. 3. 16 (H18. 5. 24)
伊賀市・奈良市	H17. 4. 1
尾鷲市・上北山村	H17. 5. 11
名張市・曾爾村	H12. 3. 16
伊賀市・南山城村	H18. 9. 1
伊賀市・相楽中部消防組合	H18. 9. 1
伊賀市・山辺広域行政事務組合	H18. 9. 1

## 7 消防財政

### (1) 市町の消防費

#### ① 消防費の決算状況

県内市町の普通会計（公営事業会計以外の会計をいう。）における消防費の決算状況は、下表〔第11表〕のとおりである。

令和5年度の消防費歳出決算額は36,381,025千円で、前年度に比べ1,091,371千円（3.1%）増加している。

なお、市町の普通会計歳出決算額828,103,956千円に占める消防費決算額の割合は4.4%で、前年度に比べ0.2%増加している。

また、1世帯当たりの消防費の県内平均額は44,504円、住民1人当たりでは20,700円となっており、前年度に比べ、1世帯当りでは1,086円（2.5%）増加、住民1人当たりでは790円（4.0%）増加している。

第11表 普通会計決算額と消防費決算額との比較並びに  
1世帯当たり及び住民1人当たりの消防費の推移

年度	普通会計 決算額 (千円) (A)	消防費 決算額 (千円) (B)	1世帯当 り消防費 (円)	住民1人当 たり消防費 (円)	(B)/(A) ×100 (%)	参 考	
						住 基 世帯数	住基人口
H25	705,875,306	32,679,488	42,523	17,486	4.6	768,510	1,868,860
H26	719,689,479	35,290,370	45,629	18,972	4.9	773,416	1,860,113
H27	738,736,165	43,807,838	56,326	23,680	5.9	777,756	1,850,028
H28	725,627,987	34,168,006	43,646	18,552	4.7	782,840	1,841,753
H29	735,864,621	34,109,369	43,179	18,596	4.6	789,961	1,834,269
H30	755,412,840	34,450,077	43,289	18,881	4.6	795,821	1,824,637
R元	761,511,547	34,299,697	42,725	18,910	4.6	802,803	1,813,859
R2	968,617,871	36,066,920	44,732	20,029	3.7	806,290	1,800,756
R3	834,786,647	35,651,093	44,166	19,973	4.3	807,206	1,784,968
R4	835,666,295	35,289,654	43,418	19,910	4.2	812,795	1,772,427
R5	828,103,956	36,381,025	44,504	20,700	4.4	817,486	1,757,527

※住基世帯数、住基人口（いずれも外国人を含む。）は、年度内の1月1日（令和5年度は令和6年1月1日）現在の住民基本台帳に基づく。

② 経費の性質別内訳

令和5年度の消防費歳出決算額 36,381,025 千円の性質別内訳は、構成比の高いものから順に人件費 18,732,650 千円（構成比 51.5%、前年度比 1.3%増）、補助費 7,787,171 千円（構成比 21.4%、前年度比 1.6%減）、普通建設事業費 5,999,103 千円（構成比 16.5%、前年度比 4.9%増）、物件費 3,712,623 千円（構成比 10.2%、前年度比 25.7%増）となっている。〔第12表〕

第12表 市町の消防費性質別歳出決算額の推移

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比	
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	18,496,677	52.4	18,732,650	51.5	235,973	1.3
（うち職員給）	14,202,534	40.2	14,505,976	39.9	303,442	2.1
物 件 費	2,953,360	8.4	3,712,623	10.2	759,263	25.7
維 持 補 修 費	198,081	0.6	143,832	0.4	△ 54,249	△ 27.4
補 助 費	7,917,788	22.4	7,787,171	21.4	△ 130,617	△ 1.6
普 通 建 設 事 業 費	5,718,104	16.2	5,999,103	16.5	280,999	4.9
（うち補助事業費）	796,479	2.3	813,529	2.2	17,050	2.1
（ " 単独事業費）	4,777,833	13.5	4,807,219	13.2	29,386	0.6
そ の 他	5,644	0.0	5,646	0.0	2	0.0
合 計	35,289,654	100	36,381,025	100	1,091,371	3.1

③ 財源構成

令和5年度の消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が28,176,604千円（構成比77.4%、前年度比1.6%減）、特定財源が8,204,421千円（構成比22.6%、前年度比23.4%増）で、特定財源の内訳は、地方債3,830,206千円（構成比10.5%、前年度比42.3%増）、国庫支出金463,779千円（構成比1.3%、前年度比22.5%増）県支出金270,590千円（構成比0.7%、前年度比30.3%減）などとなっている。〔第13表〕

なお、消防費財源内訳中の一般財源（28,176,604千円）は、消防費にかかる基準財政需要額（24,424,771千円）の115.4%となっている。

第13表 市町の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比		
	金額(A)	構成比	金額(B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 (a)	35,289,654	100.0	36,381,025	100.0	1,091,371	3.1	
一 般 財 源 (b)	28,641,295	81.2	28,176,604	77.4	△ 464,691	△ 1.6	
特 定 財 源	国 庫 支 出 金	378,488	1.1	463,779	1.3	85,291	22.5
	県 支 出 金	388,482	1.1	270,590	0.7	△ 117,892	△ 30.3
	使 用 料 手 数 料	82,741	0.2	82,850	0.2	109	0.1
	地 方 債	2,690,700	7.6	3,830,206	10.5	1,139,506	42.3
	そ の 他	3,107,948	8.8	3,556,996	9.8	449,048	14.4
	計 (c)	6,648,359	18.8	8,204,421	22.6	1,556,062	23.4
(b) / (a) × 100%	81.2	—	77.4	—	—	—	
(c) / (a) × 100%	18.8	—	22.6	—	—	—	
消 防 費 基 準 財 政 需 要 額 (d)	24,312,732	—	24,424,771	—	—	—	
(b) / (d) × 100%	117.8	—	115.4	—	—	—	

● 地方交付税

地方交付税における消防費の単位費用については、市町における消防費の実情を勘案して算定されており、下表〔第14表〕のとおりとなっている。

第14表 消防費の単位費用及び基準財政需要額の推移

年度	単位費用 (円)	対前年度伸率 (%)	本県の基準財政需要額 (千円)	対前年度比率 (%)
H26	11,200	3.7	25,474,941	103.5
H27	11,300	0.9	25,720,646	101.0
H28	11,300	0.0	25,250,876	98.2
H29	11,300	0.0	25,207,784	99.8
H30	11,300	0.0	25,183,193	99.9
R元	11,300	0.0	25,053,939	99.5
R2	11,400	0.9	24,603,946	98.2
R3	11,700	2.6	24,489,223	99.5
R4	11,500	△1.7	24,312,732	99.3
R5	11,600	0.9	24,424,771	100.5

● 国庫補助金

令和3年度から5年度までに市町等に対して交付された国庫補助金（消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金）による消防施設の整備状況は下表〔第15表〕のとおりである。

第15表 国庫補助金による県内の消防施設等整備状況（単位：千円、%）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		対前年度		
	数量	補助金	数量	補助金 (A)	数量	補助金 (B)	増減 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A)	
消防防災施設整備費補助金	耐震性貯水槽 40㎡型		2	5,486	4	10,972	5,486	100.0	
	耐震性貯水槽 60㎡型				1	4,155	4,155	皆増	
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置40㎡型								
	耐震性貯水槽 飲料水兼用地上設置60㎡型								
	合計	0	0	2	5,486	5	15,127	9,641	75.7
緊急消防援助隊設備整備費補助金	消防ポンプ自動車	2	21,102	1	10,642	1	10,642	0	0
	水槽付消防ポンプ自動車	2	31,427			1	13,403	13,403	皆増
	化学消防ポンプ自動車								
	救急自動車・高度救命処置用資機材	1	750	3	38,147	5	25,205	△12,942	△33.9
	救助工作車（Ⅲ型）								
	救助隊用支援資機材等								
合計	5	53,279	4	48,789	7	49,250	461	0.9	

(2) 消防組合の消防費

① 消防費の決算状況

県内の消防組合における消防費の決算状況は、下表〔第16表〕のとおりである。  
令和5年度の消防費歳出決算額は3,947,967千円で、前年度に比べ22,129千円(0.6%)増加している。

② 経費の性質別内訳

令和5年度の消防組合における消防費決算額の性質別内訳は、構成比の高いものから順に、人件費3,384,826千円(構成比85.7%、前年度比1.5%増)、物件費328,671千円(構成比8.3%、前年度比21.7%減)、普通建設事業費163,582千円(構成比4.1%、前年度比23.7%増)、補助費33,790千円(構成比0.9%、前年度比7.3%増)となっている。〔第16表〕

第16表 消防組合の消防費性質別歳出決算額の推移

(単位：千円、%)

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比	
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100
人 件 費	3,333,213	84.9	3,384,826	85.7	51,613	1.5
(うち職員給)	2,673,568	68.1	2,735,157	69.3	61,589	2.3
物 件 費	419,521	10.7	328,671	8.3	△ 90,850	△ 21.7
維 持 補 修 費	9,339	0.2	7,098	0.2	△ 2,241	△ 24.0
補 助 費	31,491	0.8	33,790	0.9	2,299	7.3
普 通 建 設 事 業 費	132,274	3.4	163,582	4.1	31,308	23.7
(うち補助事業費)	58,159	1.5	27,648	0.7	△ 30,511	△ 52.5
( " 単独事業費)	74,115	1.9	135,934	3.4	61,819	83.4
そ の 他	0	0.0	30,000	0.8	30,000	皆増
合 計	3,925,838	100	3,947,967	100	22,129	0.6



③ 財源構成

令和5年度の消防組合における消防費歳出決算額の財源内訳は、一般財源が3,821,022千円（構成比96.8%、前年度比0.5%減）、特定財源が126,585千円（構成比3.2%、前年度比44.7%増）で、特定財源の内訳は、国庫支出金24,931千円（構成比0.6%、前年度比6.3%減）、地方債42,800千円（構成比1.1%、前年度比210.1%増）などとなっている。〔第17表〕

第17表 消防組合の消防費決算額の財源内訳

（単位：千円、%）

区 分	令和4年度		令和5年度		対前年度比		
	金額 (A)	構成比	金額 (B)	構成比	増減額 (B)-(A)=(C)	増減率 (C)/(A) ×100	
決 算 額 ( a )	3,925,838	100.0	3,947,967	100.0	22,129	0.6	
一 般 財 源 ( b )	3,838,377	97.8	3,821,022	96.8	△ 17,355	△ 0.5	
特定財源	国庫支出金	26,601	0.7	24,931	0.6	△ 1,670	△ 6.3
	県支出金	0	0.0	1,372	0.0	1,372	皆増
	使用料手数料	0	0.0	0	0.0	0	—
	地 方 債	13,800	0.4	42,800	1.1	29,000	210.1
	そ の 他	47,060	1.2	57,482	1.5	10,422	22.1
	計 ( c )	87,461	2.2	126,585	3.2	39,124	44.7
(b) / (a) × 100 (%)	97.8	—	96.8	—	—	—	
(c) / (a) × 100 (%)	2.2	—	3.2	—	—	—	

## 8 火災の現況

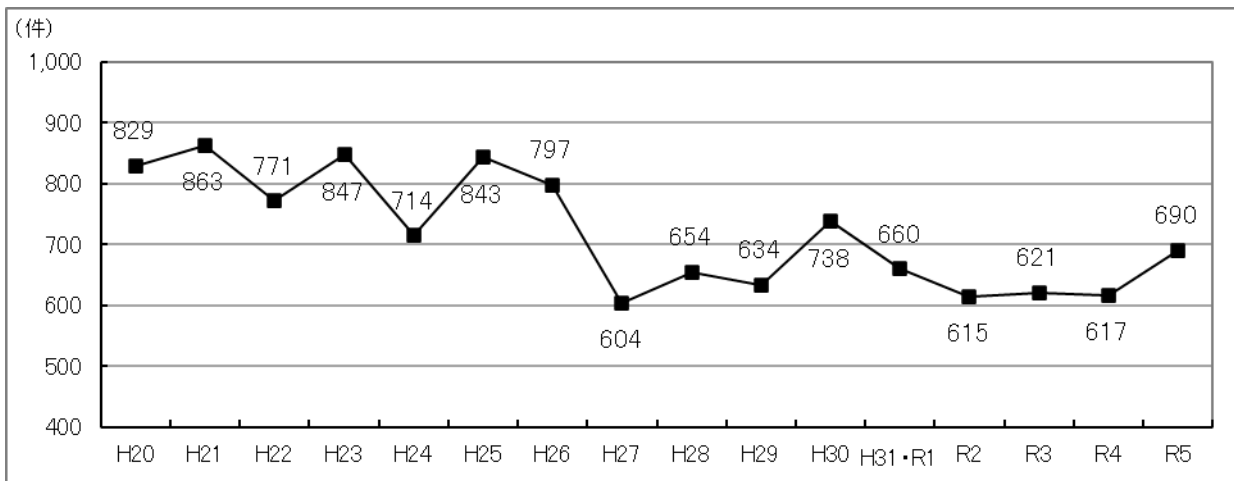
県内の令和5年の火災は690件で、前年より73件（11.8%）増加した。

火災発生件数の推移をみると、増加と減少を繰り返しながらも、長期的な傾向としては、おおむね減少傾向となっている。〔第8図〕

なお、火災発生件数を1日当たりでみると、令和5年は1日平均約1.9件の火災が発生していることとなる。

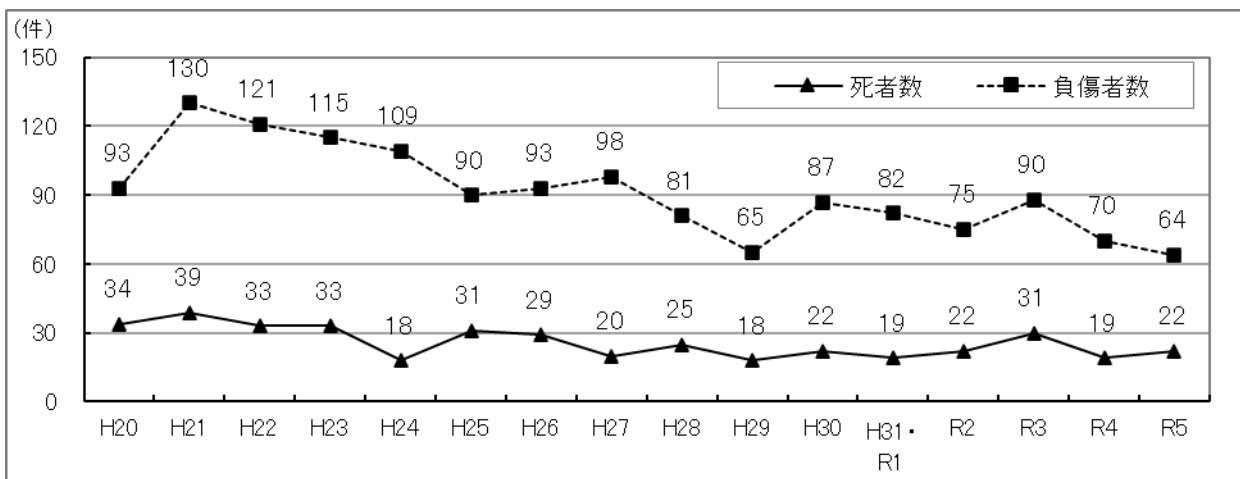
また、火災による死傷者数は、おおむね横ばいとなっているが、令和5年は、前年に比べ、死者数が増加し負傷者数が減少している。〔第9図〕

第8図 年次火災発生件数



	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5
1日当たり 件数	2.3	2.4	2.1	2.3	2.0	2.3	2.2	1.7	1.8	1.7	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7	1.9

第9図 死傷者の年次別比較



(1) 出火状況

① 火災種別出火件数

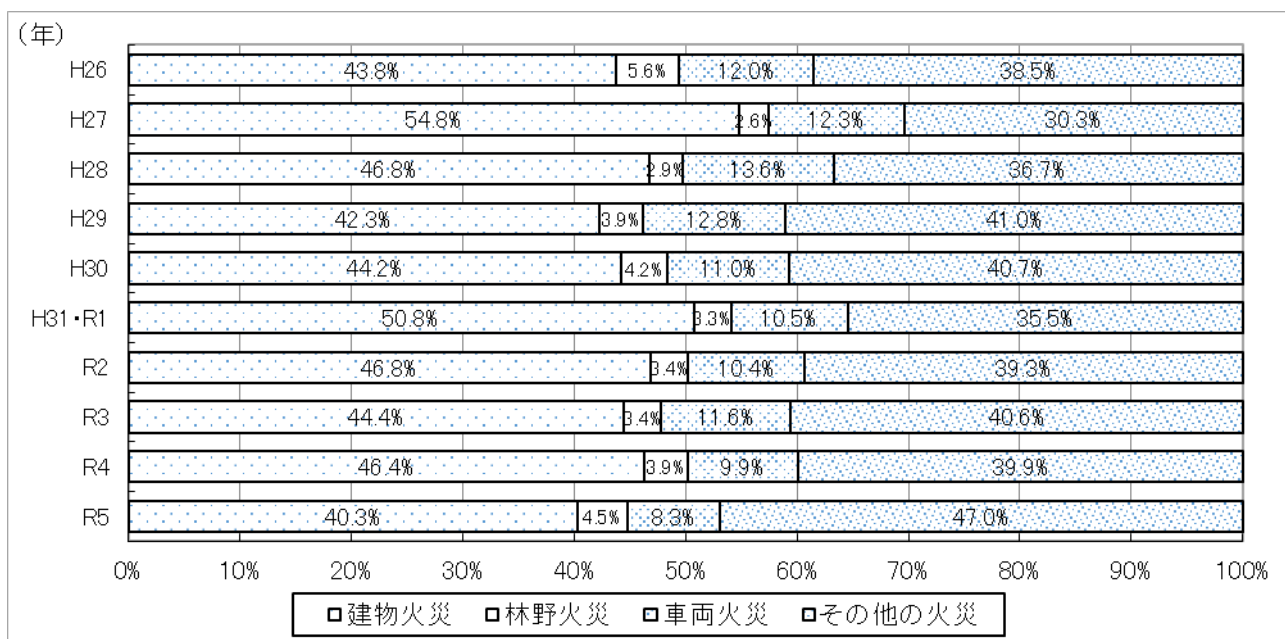
令和5年の出火件数を火災種別ごとにみると、多い順に、建物火災278件（前年比8件（2.8%）減）、車両火災57件（前年比4件（6.6%）減）、林野火災31件（前年比7件（29.2%）増）、船舶火災4件（前年比4件増）となっている。〔第18表〕

また、主な火災種別である建物火災、林野火災、車両火災の割合を最近10年間でみると、建物火災はおおむね40～50%で推移し、車両火災がおおむね10～15%、林野火災がおおむね3～6%で推移している。〔第10図〕

第18表 火災種別ごとの比較 (単位：件、%)

種別	令和4年	令和5年	前年増減数	前年増減率
建物	286	278	△8	△2.8
林野	24	31	7	29.2
車両	61	57	△4	△6.6
船舶	0	4	4	皆増
航空機	0	0	0	—
その他	246	320	74	30.1
総計	617	690	73	11.8

第10図 主な火災種別ごと割合の推移



② 月別火災発生件数

令和5年の火災発生件数を季節別にみると、冬季215件(31.2%)、次いで春季212件(30.7%)、夏季132件(19.1%)、秋季131件(19.0%)の順となっている。全体的に件数が増加している。〔第19表〕

また、月別では、3月の107件が最も多く、次いで2月、12月の順に多く発生した。また、少ない月は、6月、9月、11月の順となっている。〔第20表〕

第19表 季節別火災発生件数 (単位：件)

	春季(3~5月)	夏季(6~8月)	秋季(9~11月)	冬季(12~2月)	計
R3	144 (23.2%)	131 (21.1%)	135 (21.7%)	211 (34.0%)	621
R4	182 (29.5%)	115 (18.6%)	132 (21.4%)	188 (30.5%)	617
R5	212 (30.7%)	132 (19.1%)	131 (19.0%)	215 (31.2%)	690

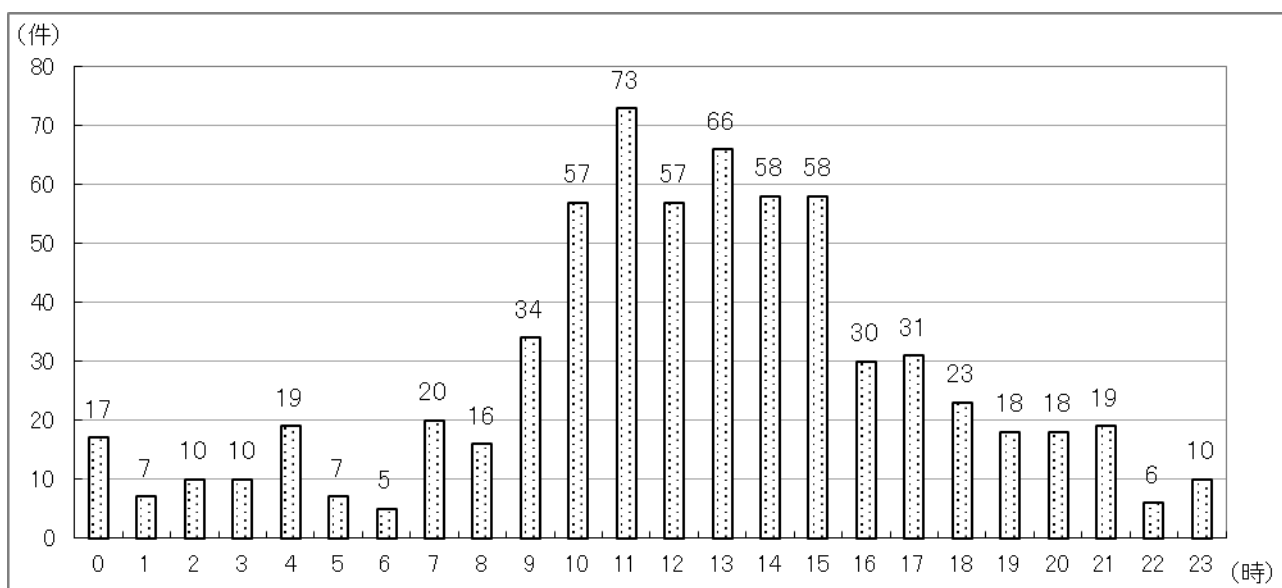
第20表 月別発生件数 (単位：件)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
R3	74	104	74	41	29	49	48	34	33	42	60	33	621
R4	48	78	87	51	44	33	43	39	34	55	43	62	617
R5	62	83	107	61	44	33	57	42	37	55	39	70	690

③ 時間帯別火災発生件数

令和5年の火災の発生件数を時間帯別(不明の21件を除く)にみると、最も多いのが11時台で、次いで13時・14時・15時台と昼間に多く発生している。また、最も少ないのが6時台で、次いで22時台と未明の時間帯が少なくなっている。〔第11図〕

第11図 火災の時間帯別発生状況



④ 市町別出火率

令和5年の市町別の出火率（人口1万人当りの出火件数）は、鳥羽市が11と最も高く、次いで伊賀市が9.5となっている。低かったのは、東員町が0.8、朝日町が0.9となっている。なお、県全体では3.9となっている。〔第21表〕

第21表 市町別出火率 (単位：件)

市 町		出火率	市 町		出火率
市	津市	5.2	町	木曾岬町	5.0
	四日市市	2.6		東員町	0.8
	伊勢市	2.9		菰野町	3.6
	松阪市	3.4		朝日町	0.9
	桑名市	2.7		川越町	2.6
	鈴鹿市	2.3		多気町	7.1
	名張市	3.2		明和町	6.5
	尾鷲市	1.8		大台町	4.7
	亀山市	4.2		玉城町	2.0
	鳥羽市	11.0		度会町	6.4
	熊野市	5.7		大紀町	7.9
	いなべ市	3.6		南伊勢町	8.0
	志摩市	5.0		紀北町	7.6
	伊賀市	9.5		御浜町	7.4
				紀宝町	4.8
		県計	—	3.9	

(2) 火災による死者の状況

令和5年の火災による死者22人の年齢及び理由は、下表のとおりとなっている。

年齢別では、81歳以上が8人と最も多く、次いで71～80歳が6人となっている。〔第22表〕

第22表 火災による死者の年齢別理由別分類 (単位：人)

年齢 理由	0	11	21	31	41	51	61	71	81歳	不明	合計	理由別 割合
	5 10歳	5 20歳	5 30歳	5 40歳	5 50歳	5 60歳	5 70歳	5 80歳	以上			
逃げ遅れ	0	0	0	0	1	3	1	2	3	0	10	45.5%
放火自殺	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	9.1%
着衣着火	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4.5%
その他	0	0	0	0	2	0	0	3	4	0	9	40.9%
合計	0	0	0	0	3	4	1	6	8	0	22	
年齢別割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	13.6%	18.2%	4.5%	27.3%	36.4%	0.0%		

### (3) 出火原因

令和5年の出火件数を出火原因別にみると、たき火(109件)、火入れ(86件)、放火・放火の疑い(63件)、たばこ(52件)、こんろ(33件)が上位5つとなっており、全体の約5割を占めている。〔第23表〕

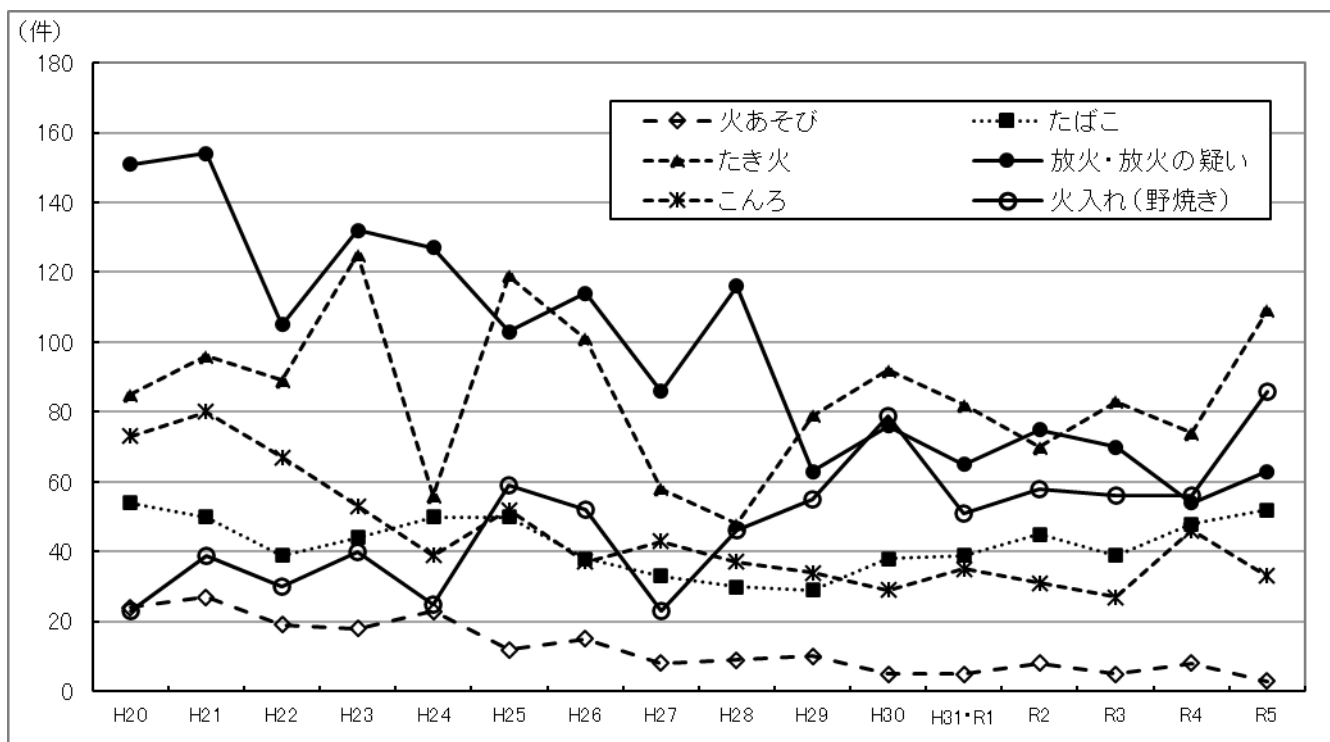
なお、火災の原因は、ほとんどが失火であり、特にたばこ・たき火・火あそびについては毎年注意を呼びかけているところであり、住民1人ひとりの防火意識の徹底が必要である。〔第12図〕

第23表 出火原因別上位の推移

※( )内は件数

年	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
H26	放火・放火の疑い(114)	たき火(101)	火入れ(52)	たばこ(38)	こんろ(37)
H27	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	こんろ(43)	たばこ(33)	火入れ(23)
H28	放火・放火の疑い(86)	たき火(58)	火入れ(46)	こんろ(37)	たばこ(30)
H29	たき火(79)	放火・放火の疑い(63)	火入れ(55)	こんろ(34)	たばこ(29)
H30	たき火(92)	火入れ(79)	放火・放火の疑い(76)	たばこ(38)	電灯電話等の配線(32)
H31・R1	たき火(82)	放火・放火の疑い(65)	火入れ(51)	たばこ(39)	こんろ(35)
R2	放火・放火の疑い(75)	たき火(70)	火入れ(58)	たばこ(45)	こんろ(31)
R3	たき火(83)	放火・放火の疑い(70)	火入れ(56)	たばこ(39)	こんろ(27)
R4	たき火(74)	火入れ(56)	放火・放火の疑い(54)	たばこ(48)	こんろ(46)
R5	たき火(109)	火入れ(86)	放火・放火の疑い(63)	たばこ(52)	こんろ(33)

第12図 主な出火原因の年次推移



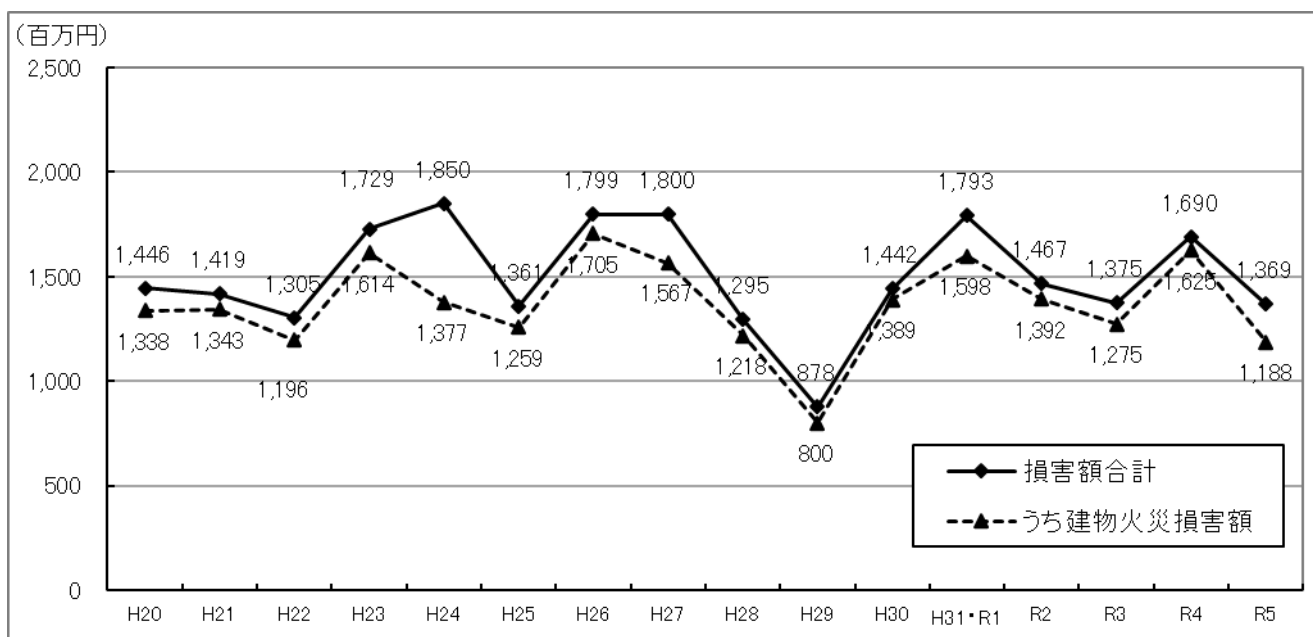
#### (4) 火災による損害額

令和5年中の火災による損害額は13億6,958万円で、前年に比べ3億2,067万円(18.9%)減少している。火災による損害額のうち、建物火災にかかる損害額が11億8,888万円(86.8%)を占めている。〔第13図〕

また、出火原因別の損害額等損害状況では、必ずしも出火件数と損害額が相対していないことがうかがえる。〔第24表〕

なお、令和5年中の損害額を1日当りに換算すると375万円で、県民1人当たり換算すると773円となる。〔第25表〕〔第14図〕

第13図 火災による損害額の推移



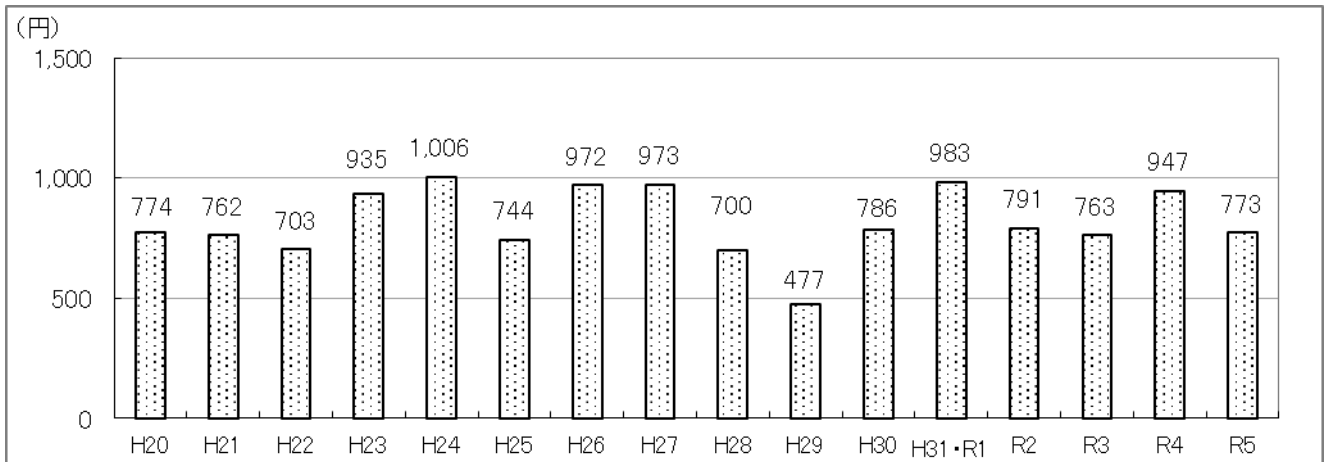
第24表 令和5年中の火災の出火原因別損害状況

順位	出火原因	出火件数	構成比 (%)	建物焼損床面積(m <sup>2</sup> )	同表面積(m <sup>2</sup> )	林野焼損面積(a)	焼損棟数	罹災世帯数	損害額(千円)
1	たき火	109	15.8%	1,484	255	219	34	5	116,410
2	火入れ	86	12.5%	195	0	143	7	1	13,131
3	放火・放火の疑い	63	9.1%	884	48	1	25	14	54,139
4	たばこ	52	7.5%	1,194	115	145	33	36	140,878
5	こんろ	33	4.8%	1,511	146	0	45	22	110,925
6	電灯電話等の配線	30	4.4%	1,241	65	0	24	9	96,557
7	電気機器	22	3.2%	606	30	0	16	10	37,457
8	配線器具	18	2.6%	669	33	0	22	12	38,272
9	ストーブ	10	1.5%	464	61	0	12	10	52,118
9	排気管	10	1.5%	0	0	0	0	0	1,141
	他(順位9以下)	58	8.4%	1,866	85	0	38	21	178,254
	その他	120	17.4%	2,166	297	28	79	27	202,256
	不明・調査中	79	11.5%	4,559	289	32	66	38	328,046
	合計	690	100.0%	16,839	1,424	568	401	205	1,369,584

第 25 表 1 日当たりの損害（365 日計算）

区分	一日当たり	区分	一日当たり
損害額	3,752 千円	罹災世帯数	0.6 世帯
建物焼損棟数	1.1 棟	罹災人員数	1.10 人
建物焼損面積	46.1 m <sup>2</sup>	死者	0.06 人
林野焼損面積	1.6 a	負傷者	0.18 人
火災発生件数	1.9 件		

第 14 図 県民 1 人当たり損害額



(5) 火災種別ごとの状況

令和 5 年中の出火種別ごとの構成割合は、建物火災が全体の 40.3% を占め、次いで車両火災が 8.3%、林野火災が 4.5%、船舶火災が 0.6% となっており、前年より、建物火災、車両火災の割合が減少し、林野火災の割合が増加している。〔第 26 表〕

焼損面積は、建物火災で 16,839 m<sup>2</sup> が焼損し、これは前年に比べ 220 m<sup>2</sup> 増加している。林野火災では 568 a が焼損し、前年に比べ 375 a 増加している。〔第 27 表〕〔第 15 図〕

第 26 表 火災種別ごとの出火件数の割合 (単位：%)

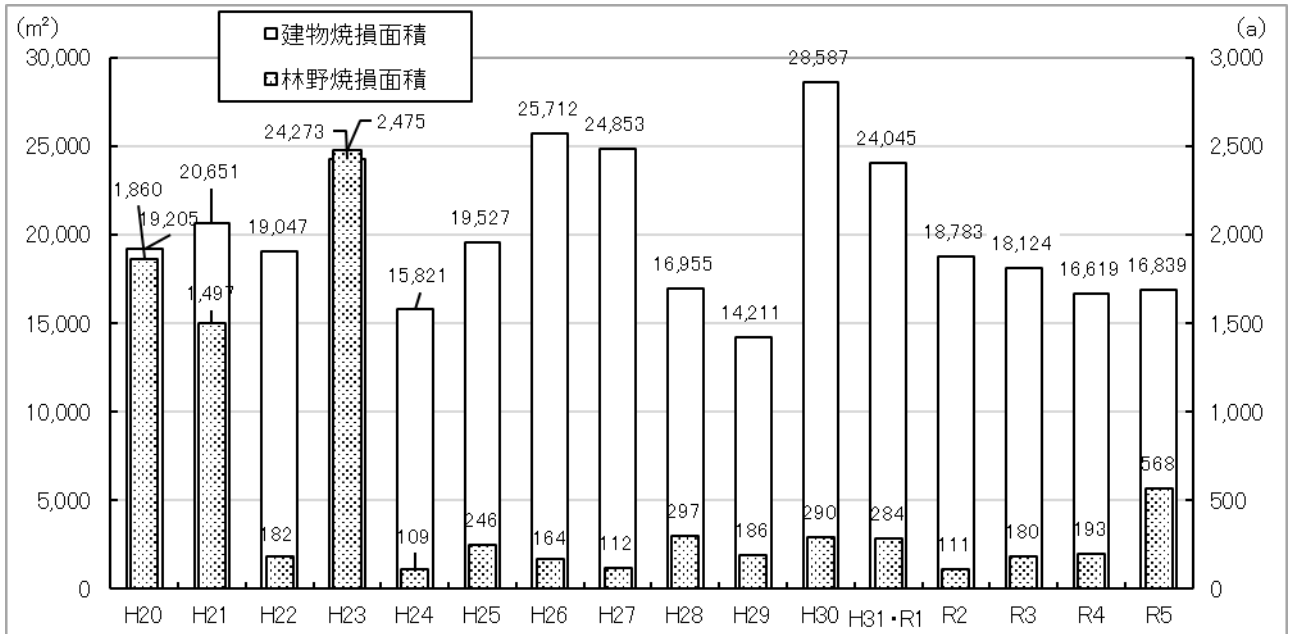
区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5
建物火災	43.7	43.8	54.8	46.8	42.3	44.2	50.8	46.8	44.4	46.4	40.3
林野火災	5.5	5.6	2.6	2.9	3.9	4.2	3.3	3.4	3.4	3.9	4.5
車両火災	10.0	12.0	12.3	13.6	12.8	11.0	10.5	10.4	11.6	9.9	8.3
船舶火災	0.1	0.3	0.2	0.1	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.0	0.6
航空機火災	0.0	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他火災	40.8	38.3	29.9	36.6	40.7	40.4	35.0	39.0	40.3	39.9	46.4



第 27 表 年次別焼損面積の推移

年次	区分	建 物 (㎡)	林 野 (a)
H20		19,205	1,860
H21		20,651	1,497
H22		19,047	182
H23		24,273	2,475
H24		15,821	109
H25		19,527	246
H26		25,712	164
H27		24,853	112
H28		16,955	297
H29		14,211	186
H30		28,587	290
H31・R1		24,045	284
R2		18,783	111
R3		18,124	180
R4		16,619	193
R5		16,839	568

第 15 図 年次別焼損面積の推移

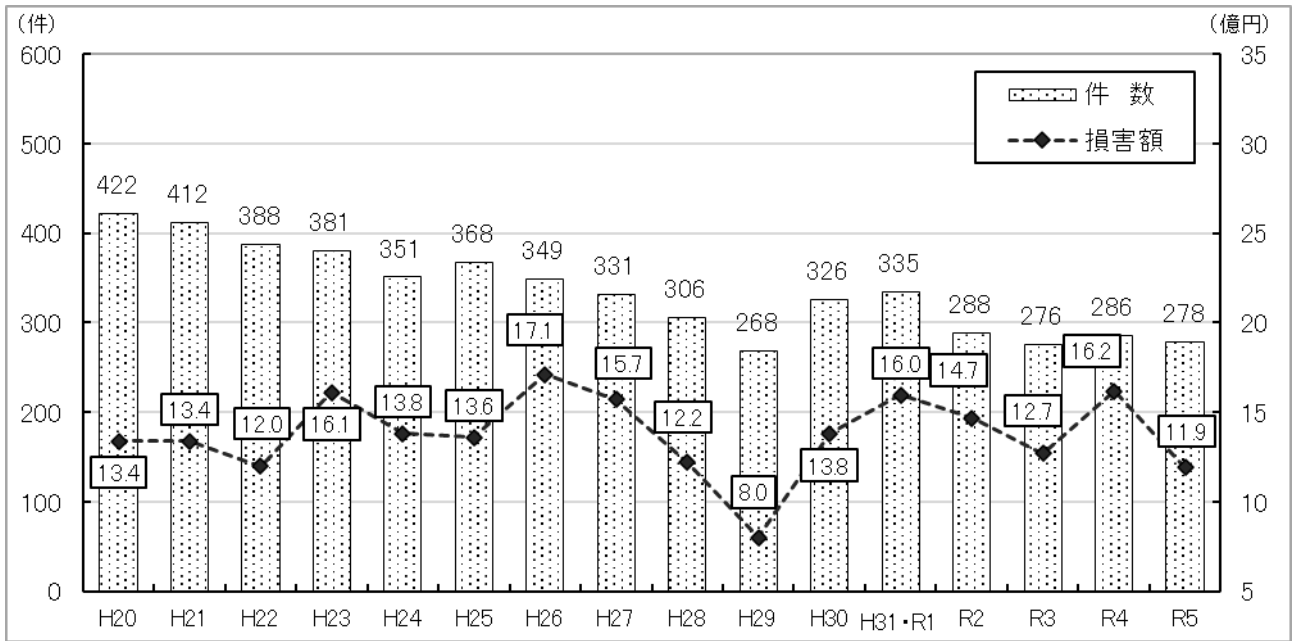


① 建物火災

建物火災は、近年減少傾向で推移している。

令和5年は、発生件数278件、損害額11.9億円で、前年に比べ発生件数は8件、損害額は4.3億円減少している。〔第16図〕〔第28表〕

第16図 建物火災の年次別比較



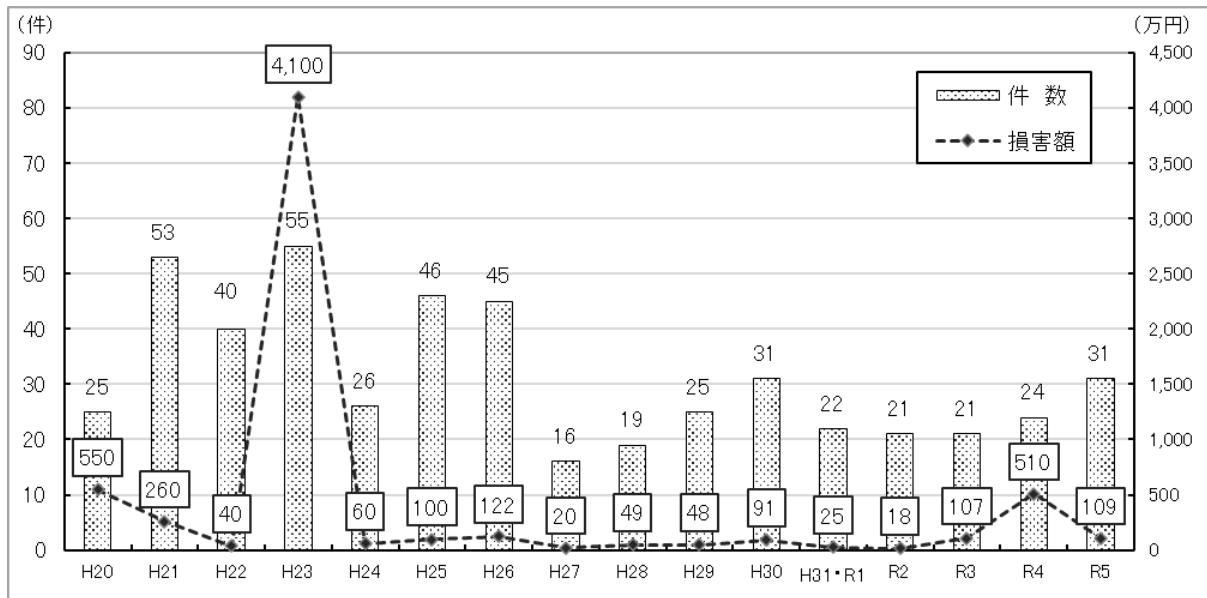
第28表 年次別建物火災状況

年	出火件数	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡)	焼損棟数	り災世帯数	り災人員
H20	422	2,164,660	19,205	569	340	908
H21	412	1,343,097	20,651	568	306	758
H22	388	1,196,090	19,047	576	359	884
H23	381	1,613,892	24,273	561	303	769
H24	351	1,377,282	15,821	477	265	674
H25	368	1,258,763	19,527	560	325	747
H26	349	1,705,394	25,712	337	237	542
H27	331	1,566,635	24,853	579	262	604
H28	306	1,217,938	16,955	476	242	509
H29	268	800,036	14,211	417	201	456
H30	326	1,442,387	28,587	521	248	576
H31・R1	335	1,598,399	24,045	463	219	501
R2	288	1,467,752	18,783	417	222	494
R3	276	1,274,672	18,124	404	221	441
R4	286	1,624,737	16,619	417	219	457
R5	278	1,188,880	16,839	401	205	403

② 林野火災

林野火災は近年おおむね横ばい傾向にあるが、令和5年は発生件数 31 件、焼損面積 568 a、損害額 1,085 千円で、前年に比べ発生件数は7件、焼損面積は 375 a 増加し、損害額は 4,016 千円減少している。〔第 27 表〕〔第 17 図〕

第17図 林野火災の年次別比較



## (6) 令和5年の主な火災

第29表 令和5年の主な火災

月	日	出火場所	火災種別	損害額 (千円)	焼損面積 (㎡・a)	死者 数	負傷 者数	出火原因
1	10	桑名市	建物火災	75,098	973	0	1	たき火
1	21	四日市市	建物火災	60,266	660	0	0	灯火
1	25	亀山市	車両火災	36,281	0	0	1	その他
1	28	明和町	建物火災	20,393	127	1	1	たばこ
2	4	桑名市	建物火災	35,318	0	0	0	不明・調査中
2	12	明和町	建物火災	42,393	83	0	0	不明・調査中
3	11	鈴鹿市	建物火災	24,527	66	0	0	配線器具
4	1	桑名市	建物火災	43,148	167	3	0	たばこ
4	6	志摩市	建物火災	26,030	172	0	0	たき火
4	6	伊賀市	建物火災	40,420	300	0	0	その他
5	6	伊賀市	建物火災	49,860	344	0	0	こんろ
6	4	四日市市	建物火災	61,418	360	0	0	不明・調査中
7	3	津市	その他の 火災	26,400	0	0	1	不明・調査中
7	22	津市	建物火災	24,285	600	0	0	不明・調査中
7	26	津市	建物火災	21,512	140	0	0	電灯電話等の配線
8	19	伊賀市	建物火災	26,876	226	0	0	不明・調査中
9	25	津市	その他の火災	62,000	0	0	0	電気装置
10	27	伊勢市	建物火災	43,762	258	0	0	その他

※基準 1. 損害額 2,000万円以上、2. 建物焼損面積 1,000㎡以上、3. 林野焼損面積 200a以上  
4. 死者 2名以上、5. 負傷者 10名以上、6. その他特殊な事例

## 9 救急活動の現況

救急活動においては、近年、救急現場や搬送途上における救命処置の充実、いわゆる病院前救護の質の向上が求められており、救急救命士が行うことのできる救命処置の範囲が、心肺機能停止傷病者に対する除細動をはじめ、気管挿管、薬剤投与等、年々拡大されてきており、平成 26 年 4 月 1 日からは、心肺機能停止前の傷病者に対するブドウ糖溶液の投与等の処置が追加された。このような状況から、各消防本部は救急救命士の養成を推進し、救急体制の充実を図っている。

しかしながら、高齢者人口の増加や核家族化の進展などの社会構造の変化に伴って救急需要は年々増加の一途をたどっており、県内の救急出動件数は、平成 18 年から令和 5 年の間で 1.60 倍を超えて増加している。

令和 5 年の救急出動件数は 112,538 件、救急搬送人員数は 102,533 人となり、救急出動のうち急病の割合が最も多く、全体の 68.6%となっている。

また、救急活動における現場到着所要時間（119 番の覚知から現場到着までの時間）及び病院収容所要時間（119 番の覚知から病院収容までの時間）は、いずれも延伸傾向にあり、平成 18 年と比較し、現場到着所要時間は 2.3 分、病院収容所要時間は 9.1 分延伸している。

### （1）救急業務実施体制（令和 6 年 4 月 1 日現在）

#### ① 救急隊

救急隊は、県内に 108 隊設置されている。

#### ② 救急隊員

県内の救急隊員数は 1,737 人で前年（1,747 人）より 10 人減少した。

救急隊員のうち救急業務のみに専従している専任隊員は 63 人（全救急隊員の 3.6%）と前年（62 人）より 1 人増加、救急業務以外の消防業務を兼務している兼任隊員は 1,674 人（全救急隊員の 96.3%）と前年（1,685 人）より 11 人減少している。なお、全国では、救急隊員数 67,006 人中、専任隊員 21,431 人（全救急隊員の 31.9%）、兼任隊員 45,575 人（全救急隊員の 68.0%）となっており、三重県は、全国に比べ兼任隊員の割合が高くなっている。

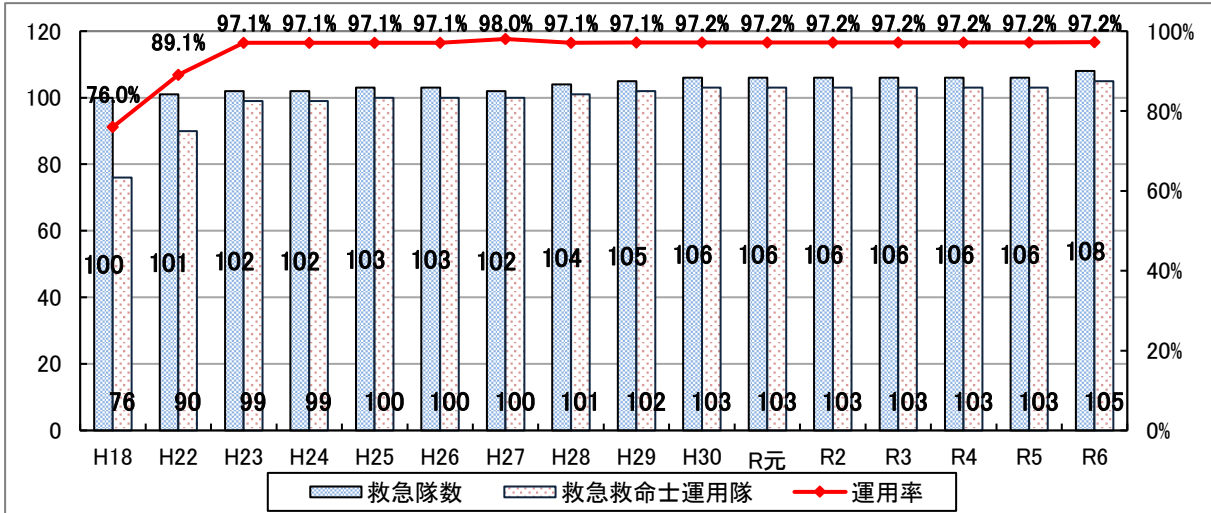
#### ③ 救急救命士運用隊数、救急救命士の資格を有する消防職員及び救急隊員数

県内の救急救命士運用隊数は 105 隊（前年 103 隊）であり、運用率（救急隊数に占める救急救命士運用隊の割合）は 97.2%となっている。〔第 18 図〕

また、救急救命士の資格を有する救急隊員数は 603 人と前年（604 人）より 1 人減少しており、救急隊員のうち救急救命士として運用されている隊員数は 561 人と前年（560 人）より 1 人増加している。

さらに、救急隊員のうち、気管挿管認定救命士は 189 人（前年 187 人）、アドレナリン投与認定救命士は 575 人（前年 554 人）で、うち気管挿管・アドレナリン投与両認定救急救命士は 189 人（前年 187 人）となっている。

第 18 図 救急救命士運用隊の推移（各年 4 月 1 日現在）

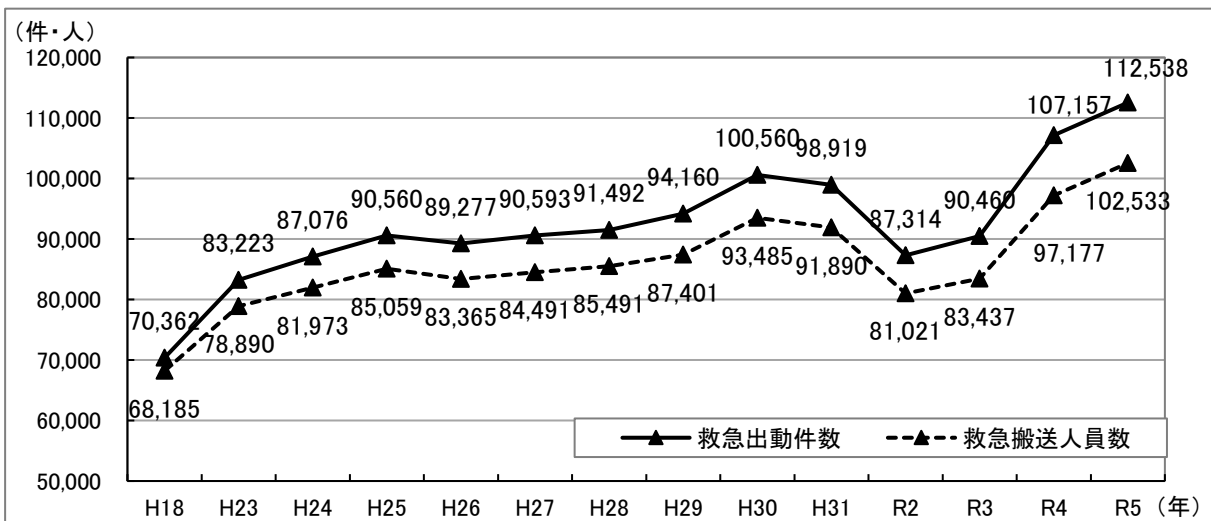


(2) 救急の現状

① 救急出動件数及び搬送人員数

救急出動件数は平成 24 年と 25 年に 2 年続けて対前年比全国 1 位の増加率で推移していたが、26 年は救急出動件数、搬送人員数ともに前年よりも減少し、その減少率は全国で最高となった。平成 30 年には救急出動件数が 10 万件を超え、過去最多となったが、その後令和 2 年まで減少傾向が続いた。令和 3 年に救急出動件数及び救急搬送人員数がともに増加に転じ、令和 5 年における救急出動件数は 112,538 件、救急搬送人員は 102,533 人となっている。〔第 19 図〕

第 19 図 救急出動件数及び救急搬送人員数の推移



② 事故種別出動件数の推移

三重県及び全国の事故種別出動件数の推移は下表のとおりである。

主な事故種別である急病、一般負傷、交通事故について、三重県と全国を比較すると、過去 4 年間の伸び率に差異はあるものの急病、一般負傷が増加し、交通事故が減少している。〔第 30 表〕

また、三重県と全国の主な事故種別の構成比を比較すると、三重県と全国の間  
に大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第31表〕

第30表 事故種別出動件数の推移

【三重県】事故種別出動件数推移

事故種別	R元		R2		R3		R4		R5		R元→R5の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	336	4.0%	290	-13.7%	310	6.9%	301	-2.9%	283	-6.0%	-15.8%
自然災害	13	-66.7%	4	-69.2%	3	-25.0%	3	0.0%	7	133.3%	-46.2%
水難	96	26.3%	78	-18.8%	74	-5.1%	95	28.4%	73	-23.2%	-24.0%
交通事故	7,092	-8.7%	5,875	-17.2%	5,880	0.1%	6,152	4.6%	6,310	2.6%	-11.0%
労働災害	999	-8.7%	861	-13.8%	877	1.9%	1,073	22.4%	1,005	-6.3%	0.6%
運動競技	609	7.2%	360	-40.9%	444	23.3%	505	13.7%	597	18.2%	-2.0%
一般負傷	15,020	4.7%	13,935	-7.2%	14,130	1.4%	15,841	12.1%	17,110	8.0%	13.9%
加害	314	2.0%	299	-4.8%	230	-23.1%	264	14.8%	241	-8.7%	-23.3%
自損行為	624	-10.2%	611	-2.1%	668	9.3%	718	7.5%	715	-0.4%	14.6%
急病	65,187	-2.1%	57,570	-11.7%	59,886	4.0%	72,783	21.5%	77,205	6.1%	18.4%
転院搬送	8,288	-1.7%	7,132	-14.0%	7,524	5.5%	8,284	10.1%	8,510	2.7%	2.7%
その他 (転院搬送除く)	341	2.4%	299	-12.3%	434	45.2%	1,138	162.2%	502	-55.9%	47.2%
合計	98,919	-1.6%	87,314	-11.7%	90,460	3.6%	107,157	18.5%	112,558	5.0%	13.8%

【全国】事故種別出動件数推移

事故種別	R元		R2		R3		R4		R5		R元→R5の 伸び率
	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	件数	前年比	
火災	23,485	2.4%	21,727	-7.5%	21,798	0.3%	22,369	2.6%	24,029	7.4%	-2.4%
自然災害	1,105	-56.5%	544	-50.8%	736	35.3%	623	-15.4%	653	4.8%	-75.5%
水難	5,071	-3.4%	4,923	-2.9%	4,487	-8.9%	4,719	5.2%	4,662	-1.2%	-10.1%
交通事故	432,492	-6.0%	366,255	-15.3%	368,491	0.6%	382,301	3.8%	399,577	4.5%	-16.9%
労働災害	57,308	-2.7%	52,121	-9.1%	53,397	2.5%	58,576	9.7%	60,576	3.4%	-0.5%
運動競技	42,102	-3.8%	23,874	-43.3%	28,919	21.1%	35,708	23.5%	41,900	17.3%	-18.5%
一般負傷	1,013,435	1.6%	952,128	-6.1%	969,130	1.8%	1,101,281	13.6%	1,185,397	7.6%	10.4%
加害	30,074	-8.1%	27,061	-10.0%	24,569	-9.2%	26,786	9.0%	27,126	1.3%	-18.1%
自損行為	52,286	0.6%	54,937	5.1%	55,752	1.5%	60,327	8.2%	64,146	6.3%	16.0%
急病	4,335,687	1.0%	3,850,497	-11.2%	4,054,706	5.3%	4,884,630	20.5%	5,174,494	5.9%	13.7%
転院搬送	552,175	1.9%	490,897	-11.1%	518,483	5.6%	537,359	3.6%	556,367	3.5%	-0.9%
その他 (転院搬送除く)	94,547	2.3%	88,313	-6.6%	93,113	5.4%	114,893	23.4%	89,661	-22.0%	24.4%
合計	6,639,767	0.5%	5,933,277	-10.6%	6,193,581	4.4%	7,229,572	16.7%	7,628,588	5.5%	9.5%

第31表 主な事故種別出動件数の構成比

事故種別出動件数推移

事故種別	三重県				全国			
	R4		R5		R4		R5	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
急病	72,783	67.9%	77,205	72.1%	4,884,630	67.6%	5,174,494	71.6%
一般負傷	15,841	14.8%	17,110	16.0%	1,101,281	15.2%	1,185,397	16.4%
交通事故	6,152	5.7%	6,310	5.9%	382,301	5.3%	399,577	5.5%
転院搬送	8,284	7.7%	8,510	7.9%	537,359	7.4%	556,367	7.7%
その他 (上記以外)	4,097	3.8%	3,403	3.2%	324,001	4.5%	322,723	4.5%
合計	107,157	100.0%	112,538	100.0%	7,229,572	100.0%	7,638,558	100.0%

③ 傷病程度別搬送人員数の推移

令和5年の三重県と全国の構成比を比較すると、三重県は、死亡（1.0ポイント高）、重症（2.1ポイント高）、軽症（5.8ポイント高）と全国平均よりも高くなっており、中等症は8.9ポイント全国平均よりも低くなっている。〔第32表〕

第32表 傷病程度別搬送人員数の推移

【三重県の状況】

		R元	R2	R3	R4	R5	R元→R5 の増加率
死亡	搬送人員	2,073	2,053	2,053	2,443	2,404	
	構成比	2.3%	2.5%	2.5%	2.5%	2.3%	16.0%
重症	搬送人員	9,109	8,228	8,680	9,318	9,599	
	構成比	9.9%	10.2%	10.4%	9.6%	9.4%	5.4%
中等症	搬送人員	31,073	28,904	29,922	33,421	34,899	
	構成比	33.8%	35.7%	35.9%	34.4%	34.0%	12.3%
軽症	搬送人員	49,606	41,820	42,760	51,968	55,622	
	構成比	54.0%	51.6%	51.2%	53.5%	54.3%	12.1%
その他	搬送人員	29	16	22	27	9	
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-69.0%
合計	搬送人員	91,890	81,021	83,437	97,177	102,533	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	11.6%

【全国の状況】

		R元	R2	R3	R4	R5	R元→R5 の増加率
死亡	搬送人員	76,697	77,674	81,448	91,364	88,127	
	構成比	1.3%	1.5%	1.5%	1.5%	1.3%	14.9%
重症	搬送人員	486,164	458,063	466,440	480,951	481,993	
	構成比	8.1%	8.7%	8.5%	7.7%	7.3%	-0.9%
中等症	搬送人員	2,543,545	2,343,933	2,481,532	2,702,797	2,850,622	
	構成比	42.6%	44.3%	45.2%	43.5%	42.9%	12.1%
軽症	搬送人員	2,869,027	2,412,001	2,460,460	2,940,106	3,218,832	
	構成比	48.0%	45.6%	44.8%	47.3%	48.5%	12.2%
その他	搬送人員	2,575	2,159	1,864	2,065	1,846	
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	-28.3%
合計	搬送人員	5,978,008	5,293,830	5,491,744	6,217,283	6,641,420	
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	11.1%

※死 亡…初診時において死亡が確認されたもの

重 症…傷病程度が3週間の入院加療を必要とするもの以上のもの

中等症…傷病程度が重症又は軽症以外のもの

軽 症…傷病程度が入院加療を必要としないもの

その他…医師の診断が無いもの及び傷病程度が判明しないもの、並びにその他の場所に搬送したもの



④ 年齢区分別事故種別搬送人員数

三重県と全国の年齢区分別の構成比を比較すると、三重県は、少年（0.1ポイント高）、高齢者（2.2ポイント高）がやや高くなっているが、構成比について全国との大きな差異はなく、ほぼ同様の傾向となっている。〔第33表〕

第33表 年齢区分別事故種別搬送人員数（令和5年）

【三重県の状況】

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
年齢区分						
新生児	搬送人員	33	0	7	225	265
	構成比	0.1%	0.0%	0.0%	2.1%	0.3%
乳幼児	搬送人員	3,460	114	1,198	162	4,934
	構成比	5.0%	1.9%	7.6%	1.5%	4.8%
少年	搬送人員	2,055	586	594	499	3,734
	構成比	2.9%	9.9%	3.8%	4.6%	3.6%
成人	搬送人員	18,282	3,493	2,742	3,672	28,189
	構成比	26.2%	59.0%	17.4%	33.7%	27.5%
高齢者	搬送人員	46,088	1,732	11,236	6,355	65,411
	構成比	65.9%	29.2%	71.2%	58.2%	63.8%
合計	搬送人員	69,918	5,925	15,777	10,913	102,533
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

【全国の状況】

事故種別		急病	交通事故	一般負傷	その他 (左記以外)	合計
年齢区分						
新生児	搬送人員	2,158	19	307	9,860	12,344
	構成比	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%	0.2%
乳幼児	搬送人員	247,526	8,366	63,688	16,467	336,047
	構成比	5.5%	2.3%	6.0%	2.3%	5.1%
少年	搬送人員	125,603	34,503	35,339	35,800	231,245
	構成比	2.8%	9.6%	3.3%	4.9%	3.5%
成人	搬送人員	1,306,447	212,009	196,519	253,257	1,968,232
	構成比	29.1%	58.8%	18.5%	34.9%	29.6%
高齢者	搬送人員	2,814,170	105,652	764,069	409,661	4,093,552
	構成比	62.6%	29.3%	72.1%	56.5%	61.6%
合計	搬送人員	4,495,904	360,549	1,059,922	725,045	6,641,420
	構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※新生児…生後28日未満の者

乳幼児…生後28日以上満7歳未満の者

少年…満7歳以上満18歳未満の者

成人…満18歳以上満65歳未満の者

高齢者…満65歳以上の者

⑤ 月別（事故種別）出動件数の推移

令和5年中で最も出動件数の多い月（年間構成比の高い月）は、県が8月、7月、1月の順であるのに対し、全国では8月、7月、12月の順となっている。

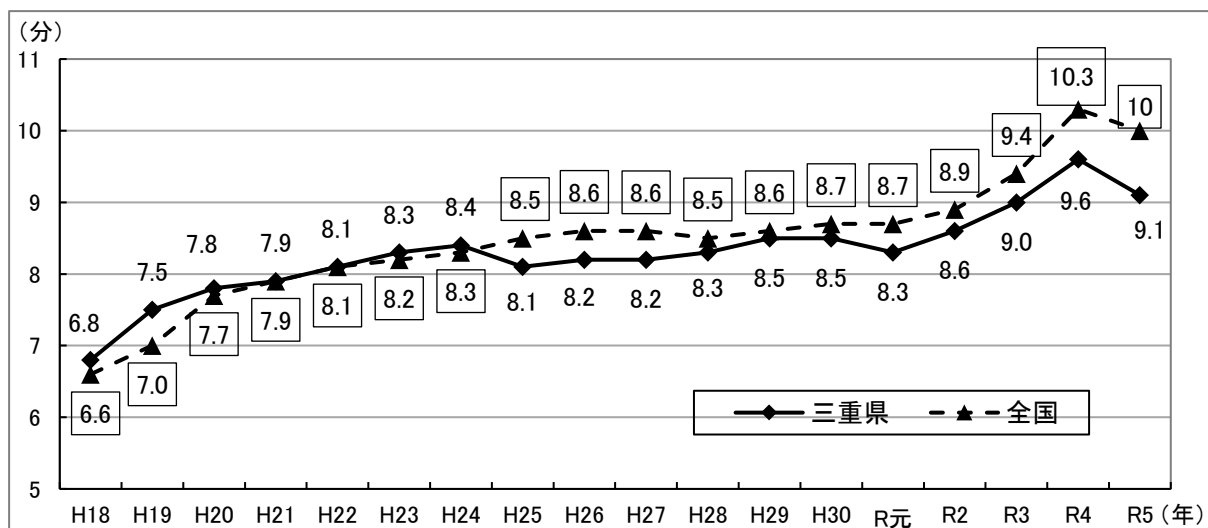
また、事故種別の「急病」においては、県、全国ともに8月、7月、1月の順順で出動が多い。「交通事故」は、県が10月及び12月（同件数）、11月の順であり、全国では12月、10月、11月の順で出動が多くなっている。また、「一般負傷」については、県、全国ともに12月、10月、1月順で出動が多くなっている。

[附表10参照]

⑥ 現場到着所要時間の推移

119番覚知から現場到着までの所要時間は、平成16年以降、全国、三重県とも延びている。三重県の平均所要時間は平成16年を除き、24年までは全国平均と同じか0.1～0.5分全国平均を上回る状況が続いていたが、25年からは全国平均より0～0.4分短くなり、令和5年では0.9分短くなっている。〔第20図〕

第20図 現場到着所要時間の推移

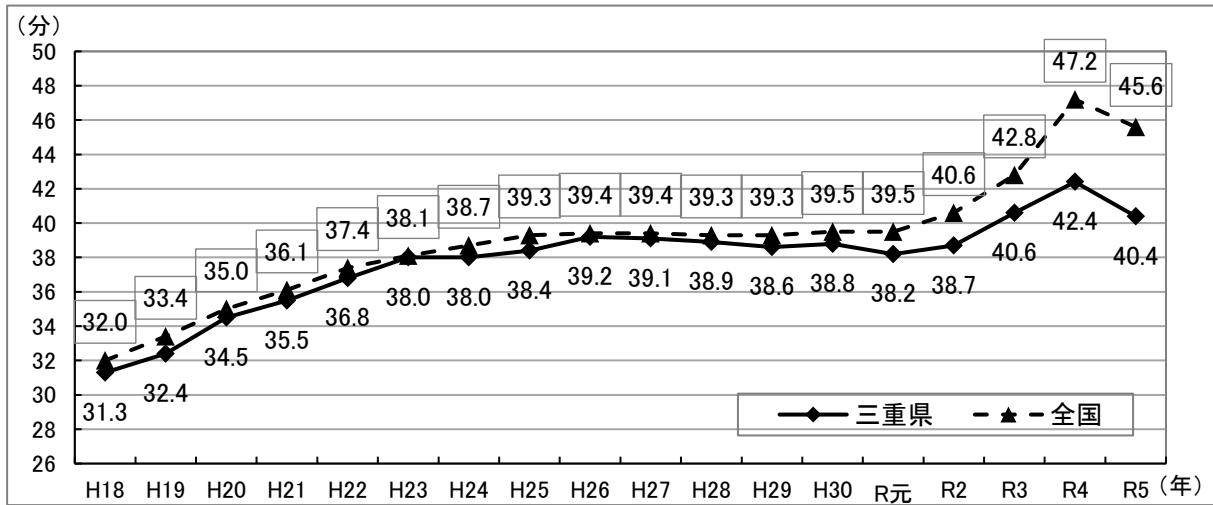


⑦ 病院収容所要時間の推移

119番覚知から病院収容までの所要時間の推移をみると、全国、三重県とも延びているものの、三重県は全国を下回って推移している。令和5年は40.4分となっており、平成18年と比べ、三重県の平均所要時間は9.1分延びている。また、この間全国平均は13.6分延びている。

病院収容までの三重県の平均所要時間については、増加傾向にあったものの、令和5年は前年より2.0分短くなった。〔第21図〕

第 21 図 病院収容所要時間の推移



(3) 応急手当の普及啓発活動等の状況及び応急手当の救命効果

① 応急手当の普及啓発活動等の状況

応急手当の普及啓発活動については、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」(平成 5 年 3 月 30 日付け消防救第 41 号消防庁次長通知。令和 4 年 3 月 31 日一部改正)に基づき行われている。

その内容は、リーダー育成を目的とした応急手当指導員講習(普通救命講習又は上級救命講習の指導にあたる応急手当指導員を養成する講習)、応急手当普及員講習(事業所又は防災組織等において、当該事業所の従業員又は防災組織等の構成員に対して行う普通救命講習の指導に当たる応急手当普及員を養成する講習)、バイスタンダー育成を目的とした普通救命講習(自動体外式除細動器(AED)の使用法を含む心肺蘇生法及び大出血時の止血法の講習)並びに上級救命講習(普通救命講習の内容に加え、傷病者管理法、外傷の手当及び搬送法の講習)である。

県内における過去 3 年間の各種講習(応急手当普及員養成講習、上級救命講習、普通救命講習)の実施状況は次のとおりである。〔第 34 表〕

第 34 表 各種講習の実施状況

講習の種別	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	講習回数	養成数	講習回数	養成数	講習回数	養成数	講習回数	養成数
応急手当普及員養成講習	6	69	23	177	28	185	26	318
上級救命講習	14	202	13	135	21	301	31	451
普通救命講習	372	5,476	403	4,421	579	6,800	894	12,134

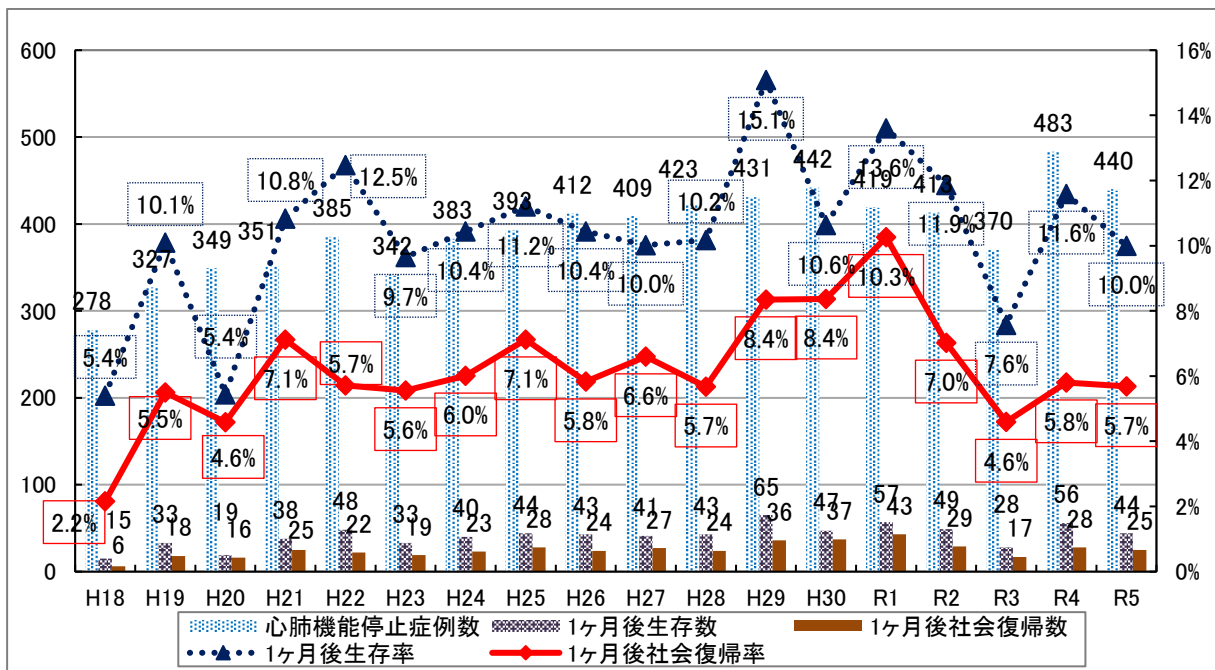
② 応急手当の救命効果

令和5年中の救急自動車による三重県の現場到着平均所要時間は9.1分であるが、それまでに救急現場近くの一般住民による応急手当が適切に実施されれば、より高い救命効果が期待できる。

下表は、平成18年から令和5年の間における「心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率」の推移を示したものである。平成18年の1ヶ月後生存率は5.4%、1ヶ月後社会復帰率は2.2%であったものが、令和5年の1ヶ月後生存率は前年よりも1.6ポイント減の10.0%（平成18年比4.6ポイント増）となり、1ヶ月後社会復帰率は前年より0.1ポイント減の5.7%（平成18年比3.5ポイント増）となっている。

〔第22図〕

第22図 心原性でかつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例の1ヶ月後生存率及び1ヶ月後社会復帰率等の推移



(4) 救急救命活動の向上に向けた取組

① 三重県救急搬送・医療連携協議会

傷病者の状況に応じた適切な医療が提供される医療機関への搬送及び当該医療機関における受入れの円滑化を図るため、総務省消防庁と厚生労働省が共同で国会に法案を提出し、「消防法の一部を改正する法律（平成21年法律第34号）」が平成21年5月1日に公布され、同年10月30日に施行された。

このことを受け、県は、従前、三重県医療審議会救急医療部会の中にあつたメディカルコントロール協議会を、発展的に改組し、消防機関と医療機関等が参画する「三重県救急搬送・医療連携協議会」を平成22年1月に設置した。

② 「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用

現状の医療資源を前提に消防機関と医療機関の連携体制を強化し、受入医療機関の選定困難事案の発生をなくすとともに、医学的観点から質の高い傷病者の状況に応じた適切な搬送及び受入体制を構築するための基準として、「実施基準」を定め、平成23年4月からその運用を開始した。

③ 救急救命士の教育訓練に係る取組

救急搬送患者の増加と共に、病院前救護の重要性が認識され、救急救命士の役割が次第に増加することに伴い、救急救命士等が医療行為を実施する場合に、当該医療行為を医師が指示又は指導・助言及びその後の検証を通して、その役割の増加に応じた医学的な質を確保していくことが求められている。

このことから、救急救命士の処置拡大に対応するための講習の開催、救急救命士が現場で実施する特定行為や処置を円滑に推進するための資質向上に係る講習やセミナーを開催し、救命率の向上を図っている。

ア 救急救命士教育について

県では、三重県消防学校や三重県メディカルコントロール協議会と連携し、救急救命士に対し、その手技等の維持・向上のための講習を実施し、病院前救護体制の充実強化を図っている。

- i) 気管挿管に際し、ビデオ喉頭鏡が使用できる認定救急救命士養成のための講習を開催
- ii) 平成26年4月から救急救命士が行う特定行為を行う対象として、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が追加されたことから、これらの処置に関する専門的知識と技術の習得のための講習を開催
- iii) 県内全域で質の担保された救急活動が実施できるよう、救急救命士をはじめ救急隊員を指導できる指導的役割を果たす救命士の養成研修を実施  
なお、令和5年度の救急救命士に対する教育の実施状況、受講者数等については、「第7 消防教育訓練」においてその詳細を記している。

イ 三重県救急救命指導者セミナー

救急医療に関する指導者の育成と、外傷や脳卒中等の観察及び処置、災害医療対応に関する標準化プログラムを学習するためのセミナーを実施し、病院前救護体制の充実を図り、救命率の向上を図っている。

## 10 救助活動の現況

### (1) 救助隊の範囲

昭和 61 年 4 月の消防法の改正により救助隊が法的に位置付けられ、さらにこれを受けて同年 10 月に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）が公布（昭和 62 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、同省令に基づき市町村が配置する人命の救助を行うための必要な特別の救助器具を装備した消防隊を救助隊としている。

### (1) 救助隊の範囲

昭和 61 年 4 月の消防法の改正により救助隊が法的に位置付けられ、さらにこれを受けて同年 10 月に救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和 61 年 10 月 1 日自治省令第 22 号）が公布（昭和 62 年 1 月 1 日施行）されたことに伴い、同省令に基づき市町村が配置する人命の救助を行うための必要な特別の救助器具を装備した消防隊を救助隊としている。

### (2) 救助隊の設置状況

県内で救助隊を設置している消防本部は、14 消防本部となっている。このうち、単独市町の消防本部で救助隊を設置しているのは 11 消防本部、一部事務組合で救助隊を設置しているのは 3 消防本部となっている。

令和 6 年 4 月 1 日現在、県内に設置されている救助隊は 19 隊、特別救助隊が 9 隊、高度救助隊が 2 隊、水難救助隊が 9 隊となっている。〔第 35 表〕

第 35 表 救助隊の設置状況 (令和 6 年 4 月 1 日現在)

	救助隊	特別救助隊	高度救助隊	水難救助隊
桑名市消防本部	2			1
四日市市消防本部	3	3	1	1
菰野町消防本部	1			
鈴鹿市消防本部	1	1		1
亀山市消防本部	1			
津市消防本部	2	2	1	1
伊賀市消防本部	1	1		
名張市消防本部	1			
伊勢市消防本部	1	1		1
鳥羽市消防本部	1			1
志摩市消防本部	1			1
松阪地区広域消防組合	2	1		1
紀勢地区広域消防組合	1			
三重紀北消防組合	1			1
熊野市消防本部				
三重県計	19	9	2	9

(3) 救助業務実施状況

令和5年中における県内の救助活動の状況は、救助出動件数 1030 件（対前年比 47 件（4.8%）増）、救助活動件数 679 件（対前年比 16 件（2.4%）増）、救助人員 725 人（対前年比 4 人（0.6%）増）であり、前年と比べ、いずれも増加しており、火災、交通事故、建物等による事故の増加が要因となっている。〔第 36 表〕

また、過去の救助出動件数の推移をみると、前年と比べ減少している年はあるものの全体的には増加傾向となっている。〔第 23 図〕

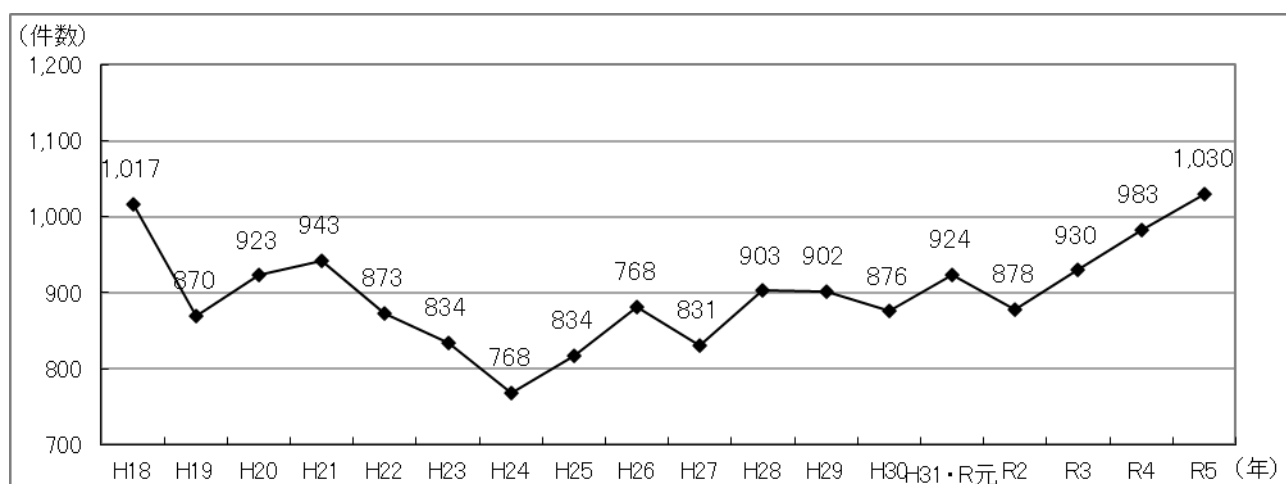
第 36 表 救助出動件数、救助活動件数、救助人員の推移

年	救助出動件数	救助活動件数	救助人員
平成26年	882	610	926
平成27年	831	496	513
平成28年	903	552	605
平成29年	902	560	664
平成30年	876	582	620
平成31・令和元年	924	606	725
令和2年	878	575	633
令和3年	930	637	702
令和4年	983	663	721
令和5年	1030	679	725

※救助出動件数とは、消防機関が救助活動を行う目的で出動した件数

※救助活動件数とは、救助出動件数のうち実際に救助活動を実施した件数

第 23 図 救助出動件数の推移



#### (4) 事故種別ごとの救助活動状況

令和5年中の救助活動の状況を事故種別ごとにみると、救助出動件数では「交通事故」が416件（対前年比11件（2.7%）増）と最も多く、次いで「建物等による事故」が262件（対前年比71件（37.2%）増）、「水難事故」が59件（対前年比26件（30.6%）減）の順に多くなっている。救助活動件数及び救助人員についても同じ順に多くなっている。

また、令和5年と令和4年を比較すると、救助出動件数及び救助活動件数、救助人員はいずれも増加している。特に、「建物等による事故」「風水害等自然災害」については、顕著に増加している一方、「水難事故」は減少しており、他種別は同程度である。〔第37表〕

次に、事故種別の構成比を救助出動件数でみると、「交通事故」が全体の40.4%を占めており、「建物等による事故」25.4%と「水難事故」5.7%を合わせると全体の約7割を占めている。〔第24図〕

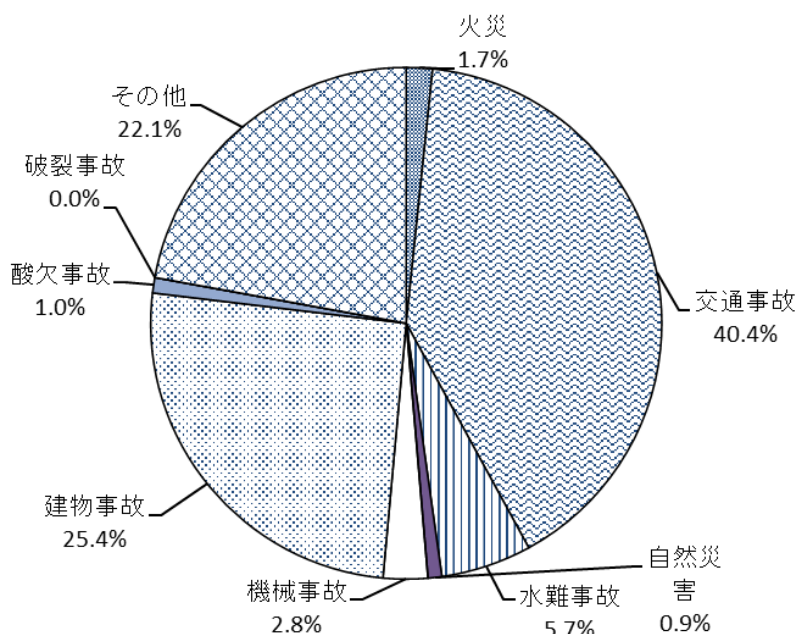
第37表 事故種別救助活動状況

（数値は上段：令和5年、下段：令和4年）

	火災	交通事故	水難事故	風水害等 自然災害	機械に よる事故	建物等に よる事故	ガス及び 酸欠事故	破裂事故	その他	合計
救助出動	17	416	59	9	29	262	10	0	228	1030
	21	405	85	3	22	191	11	0	245	983
救助活動	17	215	44	7	16	203	9	0	168	679
	21	234	60	3	13	154	6	0	172	663
救助人員	10	276	41	9	16	192	9	0	172	725
	14	292	56	9	13	145	6	0	186	721

※火災時の救助出動件数は、出動して実際に救助活動を実施した場合に出動件数として計上している。したがって救助出動件数と救助活動件数は同数となっている。

第24図 救助種別出動割合（令和5年中）





## 11 消防表彰

消防活動は、地域社会において発生する災害から住民の生命・財産を守るという活動であり、著しく危険度が高いという特殊性を持っている。

その活動に対して精神面から報いる表彰制度は、地域社会のための消防の士気高揚を図るという極めて重要な意義を持っている。

令和5年度に表彰された消防表彰受章者数は、国が行った表彰が381人と1団体、県が行った表彰が190人と4団体、日本消防協会が行った表彰が147人、三重県消防協会が行った表彰が727人であった。

また、過去5年間に行われた各種消防表彰受章者数の推移は第38表のとおりであり、令和5年度叙勲・褒章受章者は第39表のとおりである。

第38表 消防表彰受章者数

### ① 国が行う表彰

種 類		年 度				
		R 元	R2	R3	R4	R5
叙 位 ・ 死 亡 叙 勲		5	9	14	10	7
叙 勲	春の叙勲・秋の叙勲	14	14	16	16	14
	危険業務従事者叙勲	19	20	20	20	19
	高 齢 者 叙 勲		3	1		1
褒 章	紅 綬 褒 章					
	藍 綬 褒 章	5	5	5	5	9
	紺 綬 褒 章					
内 閣 総 理 大 臣 表 彰				1		
総 務 大 臣 表 彰		2	1	4		2
総 務 大 臣 感 謝 状					2	
消 防 庁 長 官 表 彰	功 勞 章	5	10	2	7	8
	永 年 勤 続 功 勞 章	35	35	33	34	34
	表 彰 旗					
	竿 頭 綬	1	1	1	1	1
退 職 消 防 団 員 報 償 ( 銀 杯 )	1 号	118	133	100	148	123
	2 号	199	161	236	191	163

② 県が行う表彰

種 類 \ 年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
特 別 功 勞 章					
消 防 功 勞 賞	3	10	3	4	5
消 防 功 績 章	80	80	80	80	78
消 防 精 勤 章	110	110	110	110	107
頭 彰 状					
表 彰 状					
感 謝 状	5	4	3	3	4

③ 日本消防協会が行う表彰

種 類 \ 年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
特 別 功 勞 章					
功 績 章	14	14	14	14	14
精 績 章	34	34	33	33	32
勤 続 章	79	112	108	102	101
特 別 表 彰 ま と い				1	
表 彰 旗					
竿 頭 綬			2		
永年勤続功労章（※）					

※永年勤続功労章については、自治体消防発足に係る記念式典（消防庁、日本消防協会等の主催により5年に1度開催されるもの）において表彰される。

④ 三重県消防協会が行う表彰

種 類 \ 年 度	R 元	R2	R3	R4	R5
功 績 章	60	60	60	60	57
精 勤 章	200	200	200	200	200
表 彰 徽 章	613	612	629	559	462
感 謝 状	9	15	10	8	8

第 39 表 令和 5 年度春秋叙勲・危険業務従事者叙勲・春秋褒章受章者

	賞賜	主 要 経 歴	受章者氏名	
令和 5 年春の叙勲	瑞双	元 大台町消防団 団長	吉田 澄男	
	瑞双	元 伊勢市消防団 団長	中西 将文	
	瑞単	元 津市消防団 副団長	西尾 隆久	
	瑞単	元 松阪市消防団 副団長	加藤 明男	
	瑞単	元 四日市市消防団 分団長	田中 正美	
	瑞単	元 志摩市消防団 分団長	久保 有司	
	瑞単	元 桑名市消防団 分団長	加藤 昌則	
	第 40 回危険業務従事者叙勲	瑞双	元 四日市市 消防監	市川 芳隆
		瑞双	元 四日市市 消防監	青木 忠
		瑞双	元 伊賀市 消防監	久保 安治
瑞双		元 三重紀北消防組合 消防監	内山 登喜男	
瑞双		元 四日市市 消防監	増田 直人	
瑞双		元 熊野市 消防司令長	瀬戸 元	
瑞双		元 伊賀市 消防司令長	城戸 直人	
瑞双		元 伊勢市 消防正監	坂口 典生	
瑞双		元 津市 消防正監	櫻井 善信	
瑞双		元 桑名市 消防司令長	加藤 功	
令和 5 年春の褒章	藍綬	現 津市消防団 副団長	下井 利喜雄	
	藍綬	現 四日市市消防団 副団長	川村 一義	
	藍綬	元 鈴鹿市消防団 副団長	中川 剛志	
	藍綬	現 伊賀市消防団 副団長	松山 彰宏	
令和 5 年秋の叙勲	瑞双	元 度会町消防団 団長	小野 榮士	
	瑞単	元 津市消防団 副団長	森田 政彦	
	瑞単	元 紀宝町消防団 副団長	山根 忠男	
	瑞単	元 大台町消防団 副団長	筒井 弘佳	
	瑞単	元 四日市市楠消防団 副分団長	加田 聖二	
	瑞単	元 熊野市消防団 分団長	前川 純一	
	瑞単	元 桑名市消防団 分団長	加藤 忠司	
	第 41 回危険業務従事者叙勲	瑞双	元 桑名市 消防監	水谷 司
		瑞双	元 名張市 消防監	関岡 廣行
		瑞双	元 伊賀市 消防監	中森 宏悟
瑞単		元 紀勢地区広域消防組合 消防監	中西 常夫	
瑞双		元 熊野市 消防監	和田 文明	
瑞双		元 三重紀北消防組合 消防司令長	竹村 晴典	
瑞双		元 伊勢市 消防司令長	磯嶋 升	
瑞双		元 津市 消防正監	竹村 義明	
瑞双		元 四日市市 消防監	岡村 隆男	
令和 5 年秋の褒章		藍綬	現 亀山市消防団 団長	松尾 幸夫
	藍綬	現 津市消防団 副団長	駒田 弘一	
	藍綬	現 四日市市消防団 分団長	藤井 一由	
	藍綬	現 鈴鹿市消防団 分団長	鈴木 清	
	藍綬	現 伊賀市消防団 分団長	北浦 斉	

※瑞小、瑞双、瑞単、藍綬は瑞宝章（小綬章、双光章、単光章）、藍綬褒章の略

